

講演Ⅱ

私学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省

高等教育局 私学部 参事官付 学校法人経営指導室長

井戸清隆 氏

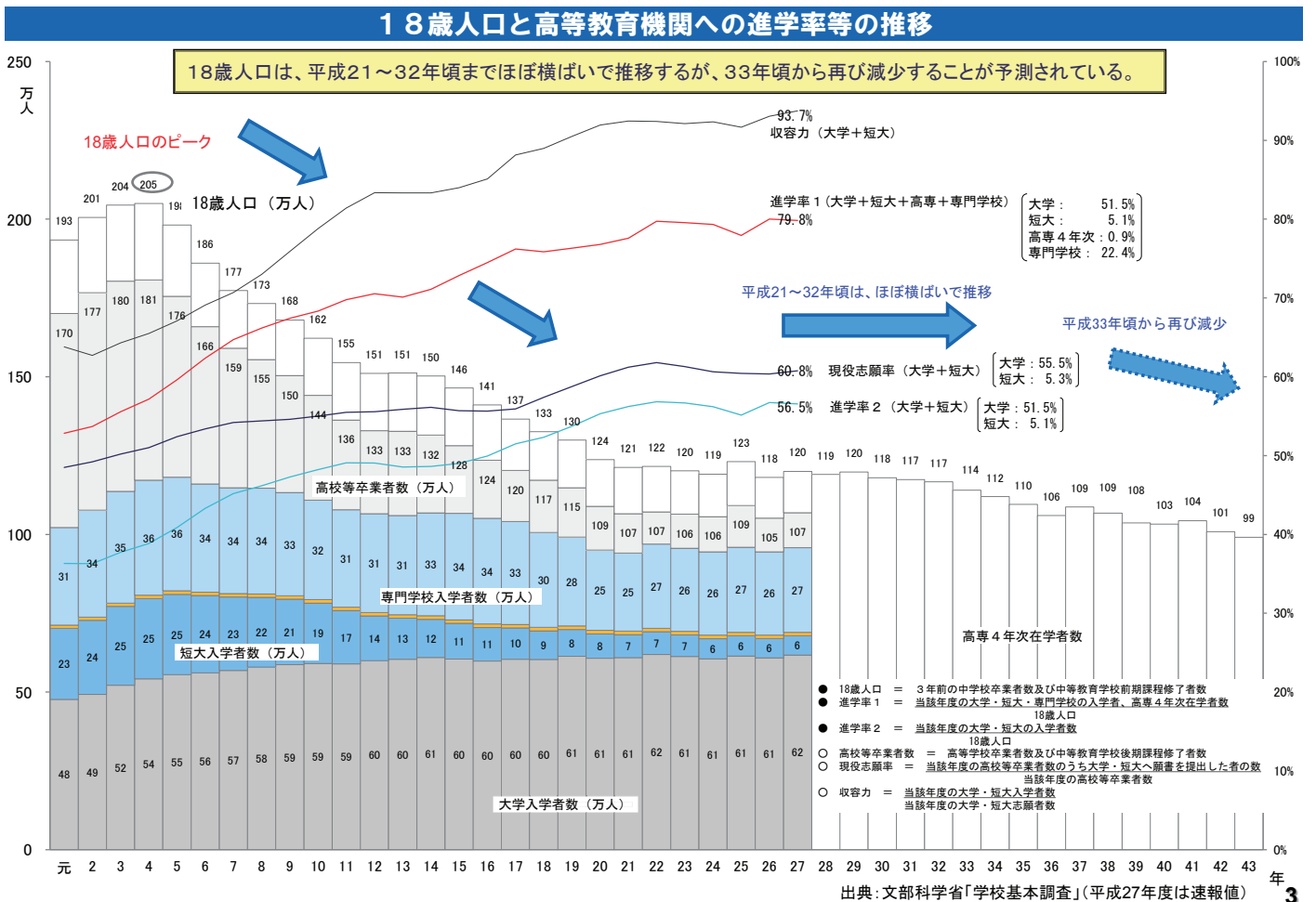
私学行政をめぐる最近の動向と課題

●
私立短大経理事務等研修会
平成27年11月12日
文部科学省高等教育局私学部参事官付
学校法人経営指導室長 井戸 清隆



1. 私立大学・学校を取り巻く現状について
2. 大学改革を巡る議論について
3. 私学関係予算(平成27年度)について
4. 私学運営・学校法人運営の適正化について

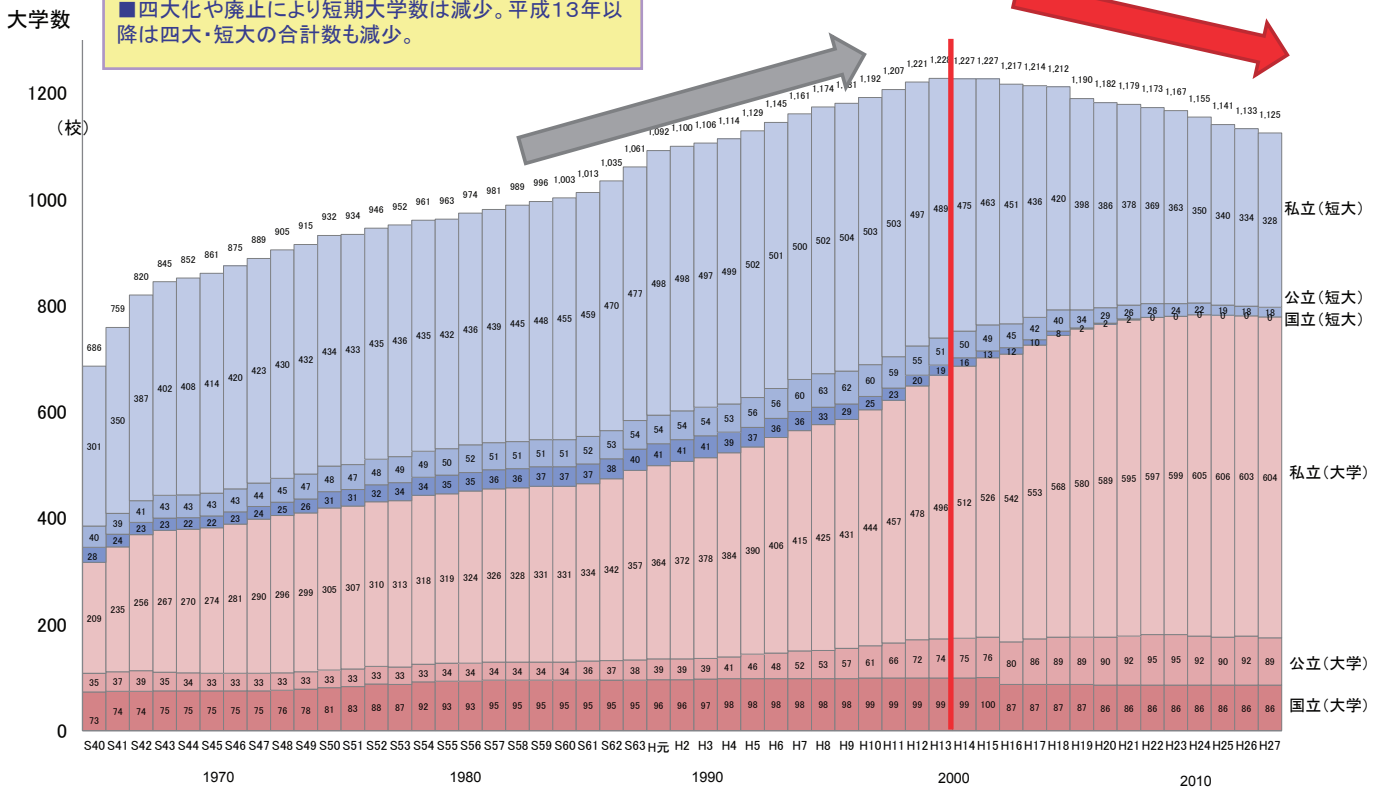
1. 私立大学・学校を取り巻く現状について



近年の大学・短大数の推移(昭和40~平成27年度)

【近年の主な傾向】

■ 四大化や廃止により短期大学数は減少。平成13年以降は四大・短大の合計数も減少。

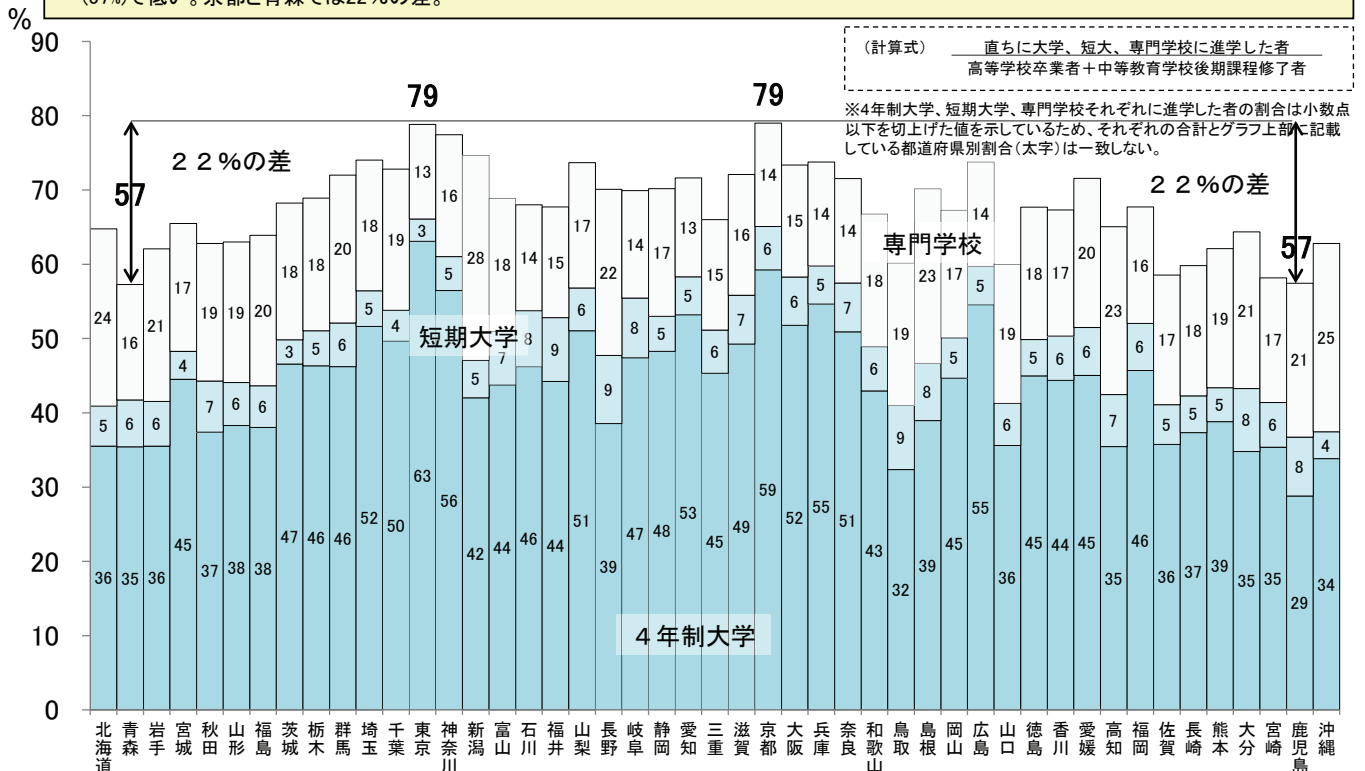


※学生募集停止の学校も含む。
※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度は速報値)

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

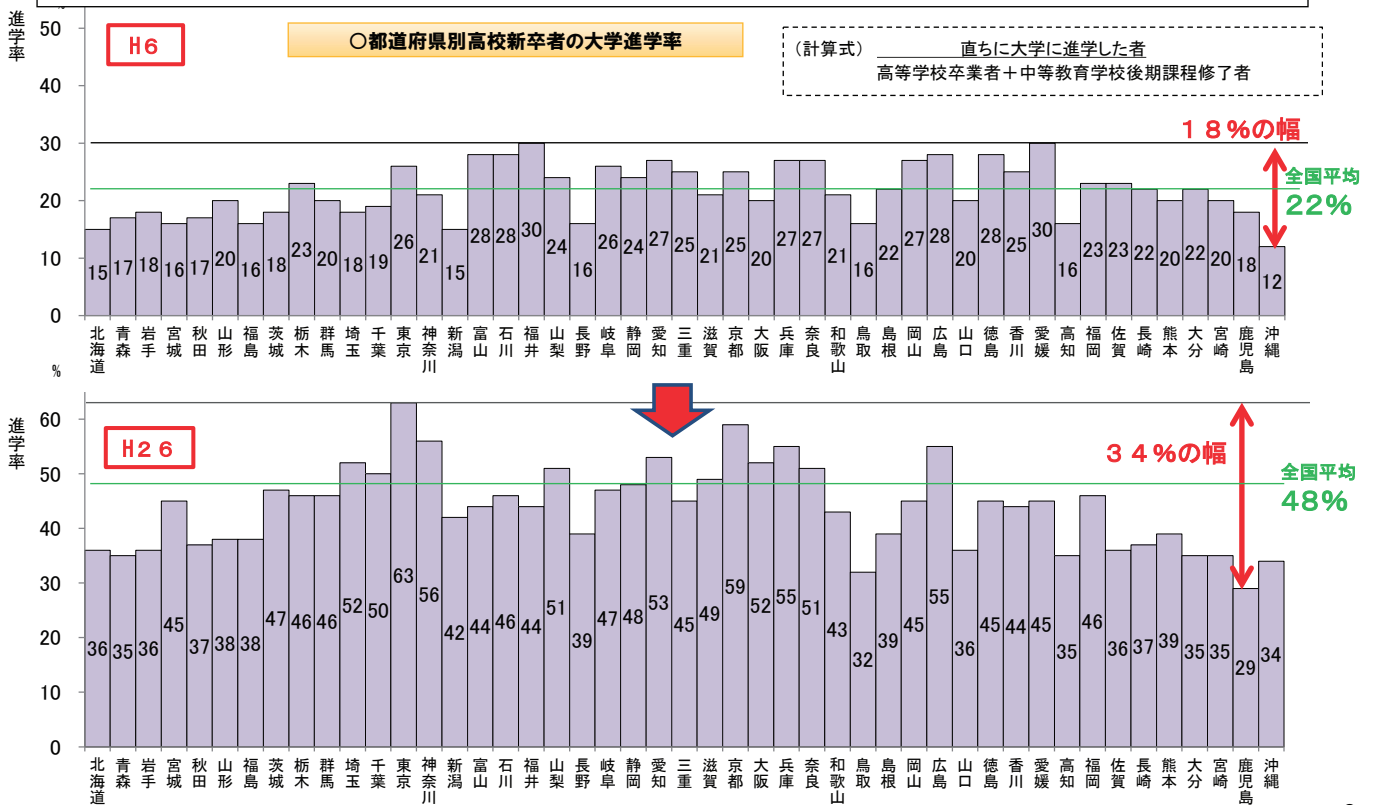
○ 平成26年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都(79%),東京(79%)が高く、青森(57%),鹿児島(57%)で低い。京都と青森では22%の差。



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成26年度版)」

進学率の地域間格差（4年制大学）

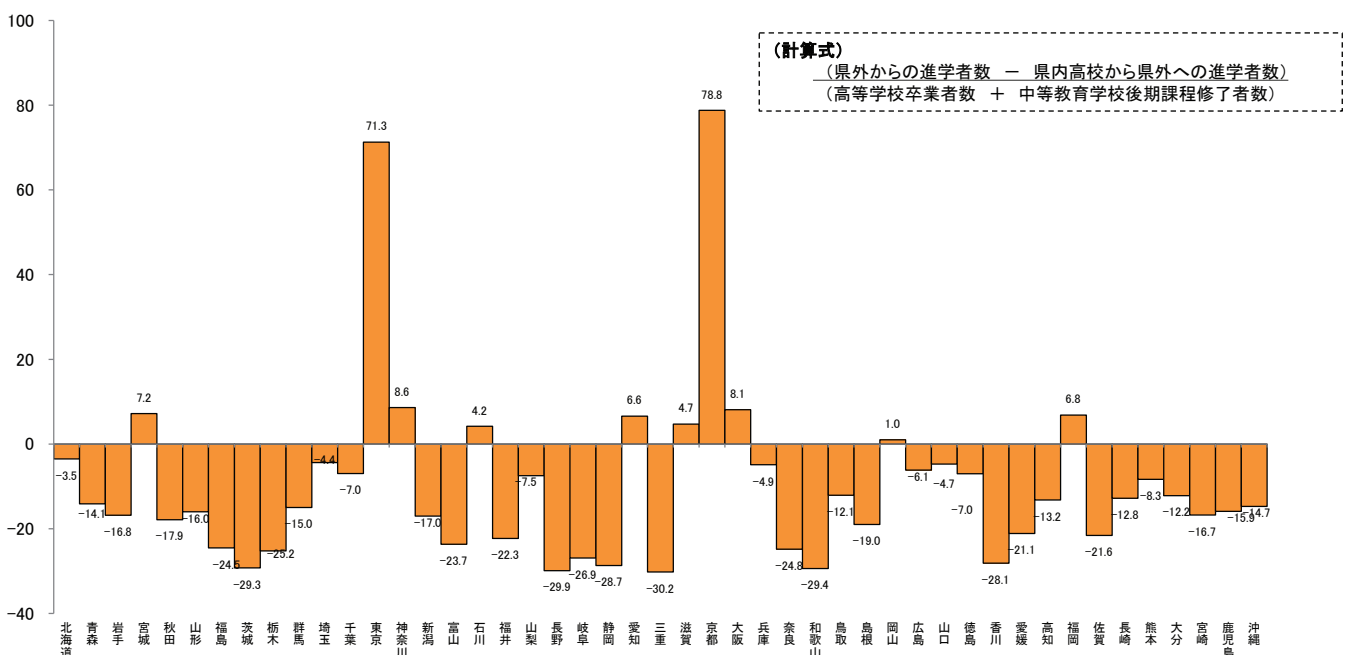
○ 都道府県別の大学進学率の格差（最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差）は、20年間で15%以上拡大。



○大学進学時の都道府県別流入・流出率

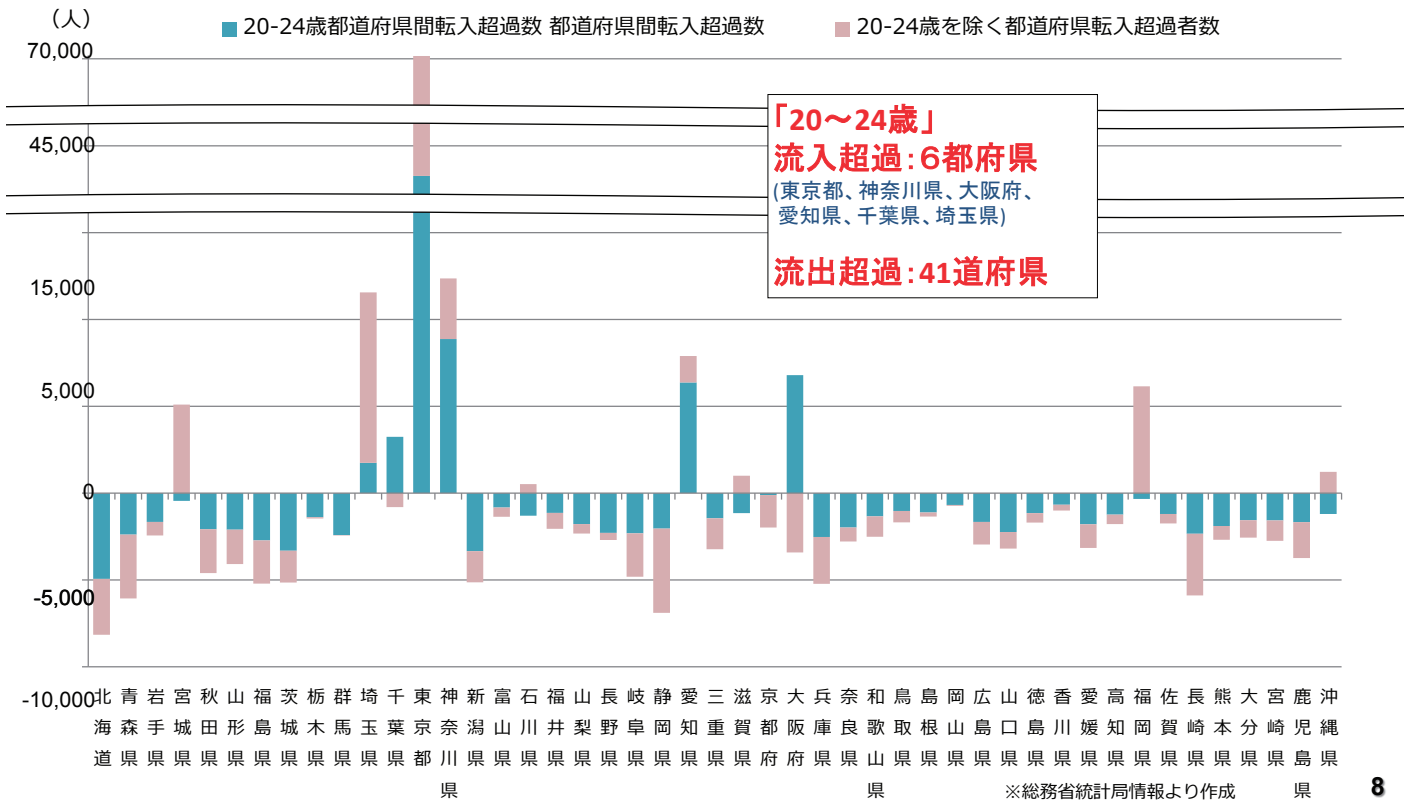
37の道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出している。

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の流入者（「+」）は流出者（「-」）の割合

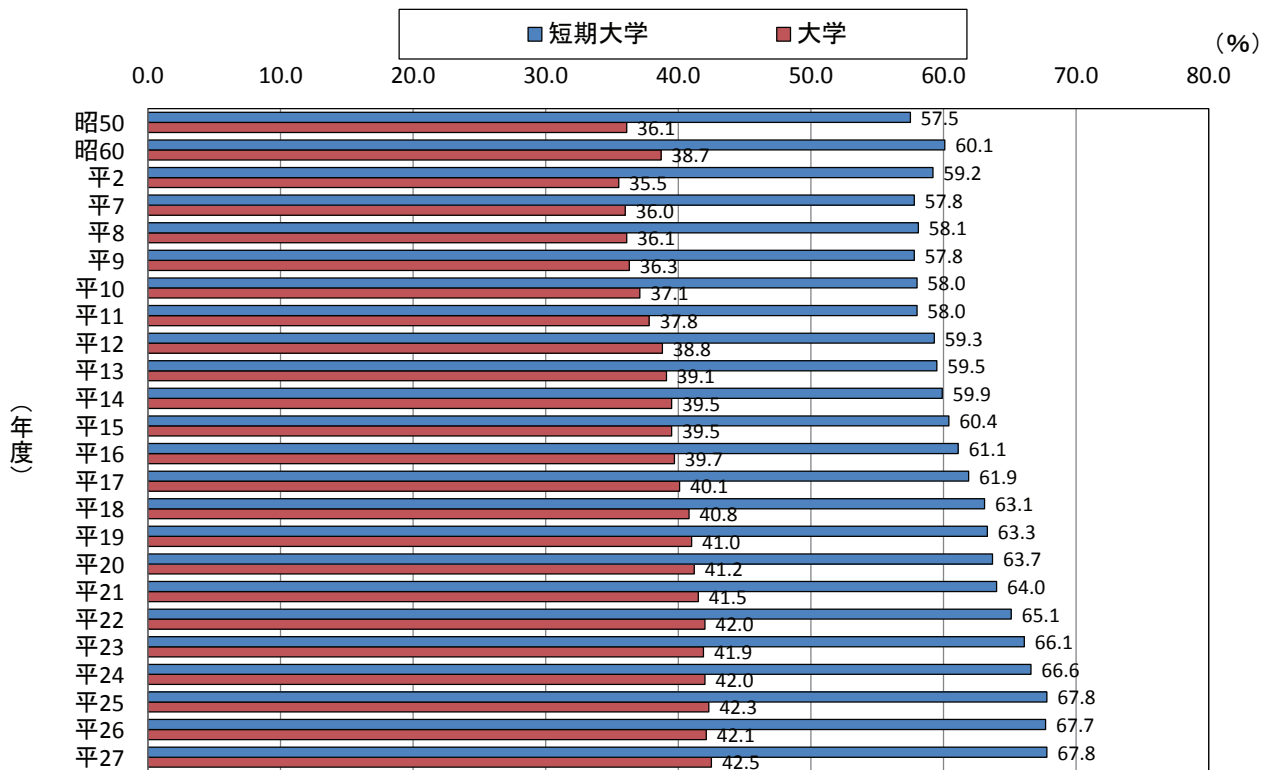


「20～24歳」における都道府県間人口移動

○ 就職や進学等を機に41道府県の若者が県外に流出（平成25年）



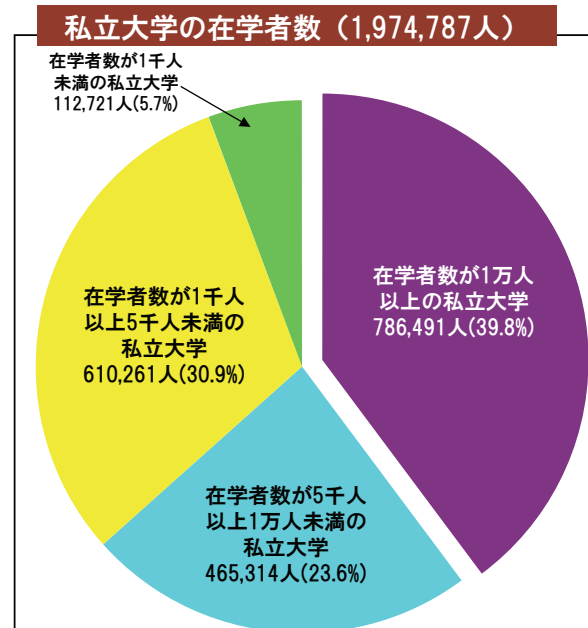
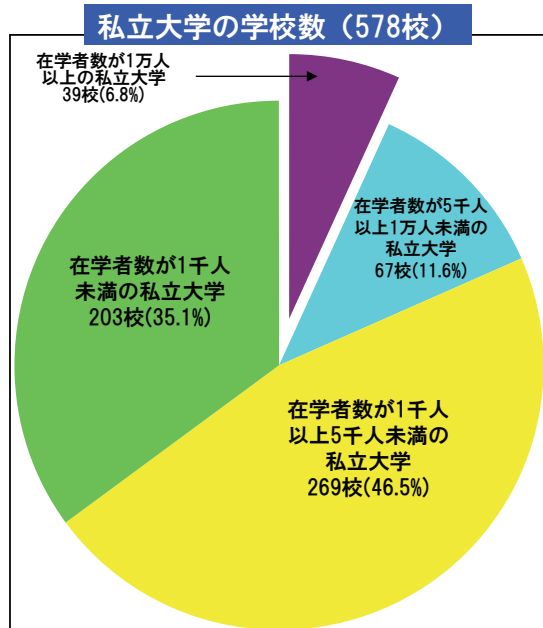
短期大学・4年制大学の自県内入学率の推移



出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度は速報値)

私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率（平成26年度）

在学者数が1万人以上の私立大学（39校）は、学校数では全体の約7%であるが、在学者数では全体の約40%を占めている。

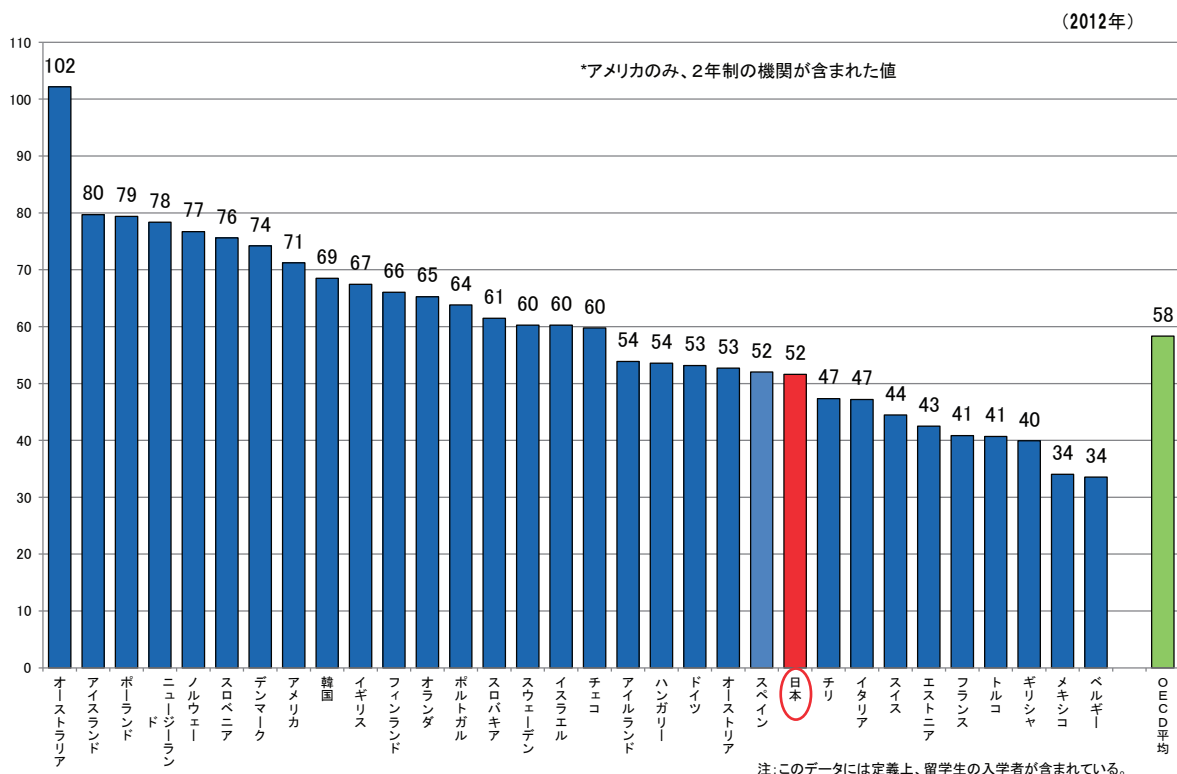


※ 日本私立学校振興・共済事業団のデータにより文部科学省が集計。
 ※ 学生募集停止中の大学、大学院のみを設置する大学及び通信制課程のみを設置する大学は含まない。

10

大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



出典: OECD「Education at a Glance 2014」

11

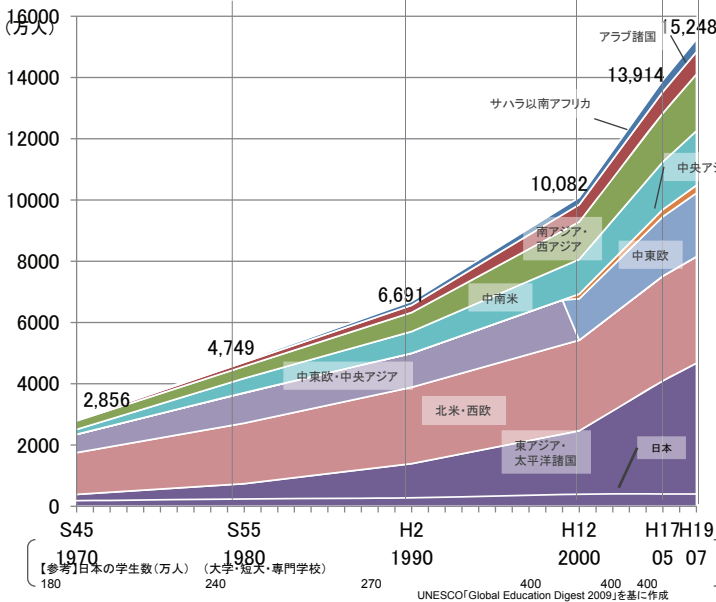
世界の高等教育機関の大学進学率と学生数

課題と目指すべき方向性

世界的に知識基盤社会を迎える中で、**国の発展の基盤として高等教育を重視**することが**世界的潮流**。
→我が国が世界に伍して発展していくためには、「**大学力**」を**国力そのものとして重視**することが不可欠。

世界の学生数は約10年間で倍増。
(1995年：8,387万人※→2007年：15,248万人)

※ UNESCO 「Global Education Digest 2009」における平成2年と平成12年の学生数に基づく推計値。

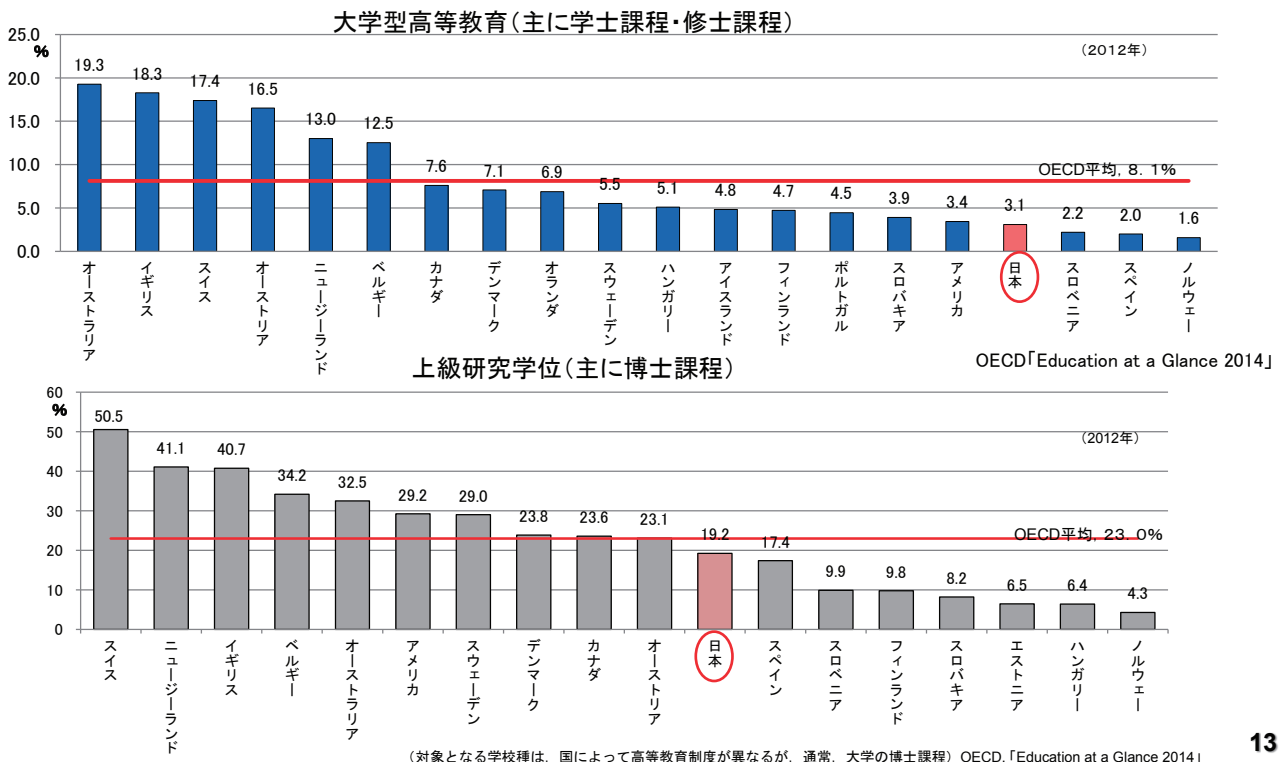


先進国や近年経済成長を遂げている国は、発展の基盤として高等教育を重視。

- 米国**
 - オバマ政権は「2020年までに大学卒業生比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業生を500万人増加する計画を2011年から開始。
- 欧州**
 - 2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。
- 中国**
 - 教育事業の第12次5カ年計画(2011~2015年)
 - 5年間で、高等教育在学者数の増を目指す(2,922万人→3,080万人)。大学院在学者数についても増(154万人→170万人)。
 - 公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。
- 韓国**
 - 1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。
 - 朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出(0.6%(2010年))をOECD平均(1.0%)まで拡大することを掲げる。
- ASEAN**
 - シンガポール: 「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998~2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27%(2012年)から40%に高めるとの方針を2012年に発表。
 - マレーシア: 第10次マレーシア計画(2011-2015)等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。
 - タイ: 第10次経済社会開発計画等で、R&D(研究開発)人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

各国の学生に占める留学生の内訳

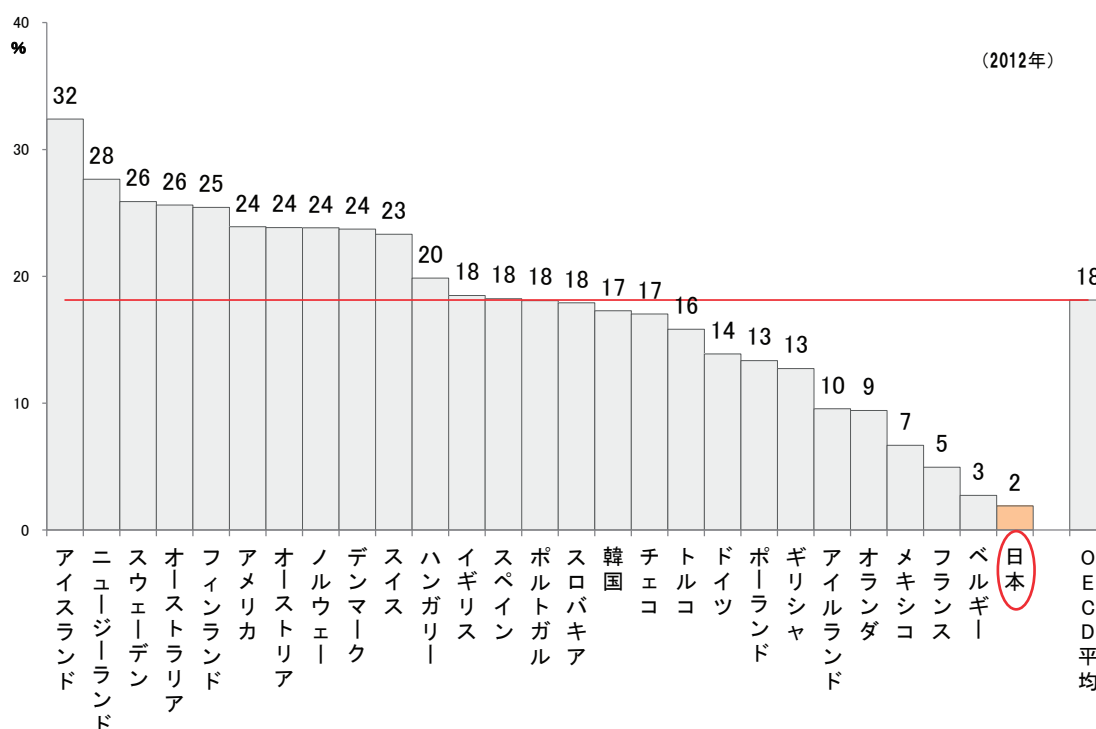
学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は8.1%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は23.0%であるのに対して、日本は19.2%。イギリスの40.7%、アメリカの29.2%等に比較して少ない。



(対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程) OECD, 「Education at a Glance 2014」

25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

諸外国は25歳以上の入学者の割合は平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



出典: OECD Stat Extracts (2012)。ただし、日本の数値については、「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

14

我が国における私学の現状と、私立学校の経営状況（平成27年度（帰属収支は25年度））

- 私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動により、学校教育の発展に大きく貢献。
- 幼稚園で約8割(115.8万人(82.6%))、高等学校で約3割(104.2万人(31.4%))、大学・短期大学で約7割(222.6万人(74.4%))の学生・生徒等が私立学校に在学。
- 今後、少子化の進行に伴い、個々の学校においては、定員の充足が困難となるなど経営環境が一層厳しさを増すものと予想。

【大学・短大合計】

- 前年(平成26年)度と比較すると18歳人口が増加(+1.6%)したことから、入学者数が増加(54万5,000人(+1.2%))、入学定員充足率も上昇(+1.4P)。

【大学】

- 入学定員充足率100%未満の大学は43.2%。入学定員の80%以上を充足している大学は約8割で横ばい。
- 帰属収支差額は私立大学全体ではプラスであるものの、帰属収支差額がマイナスの大学は全体の36.3%(前年度比+0.9P)。

【短大】

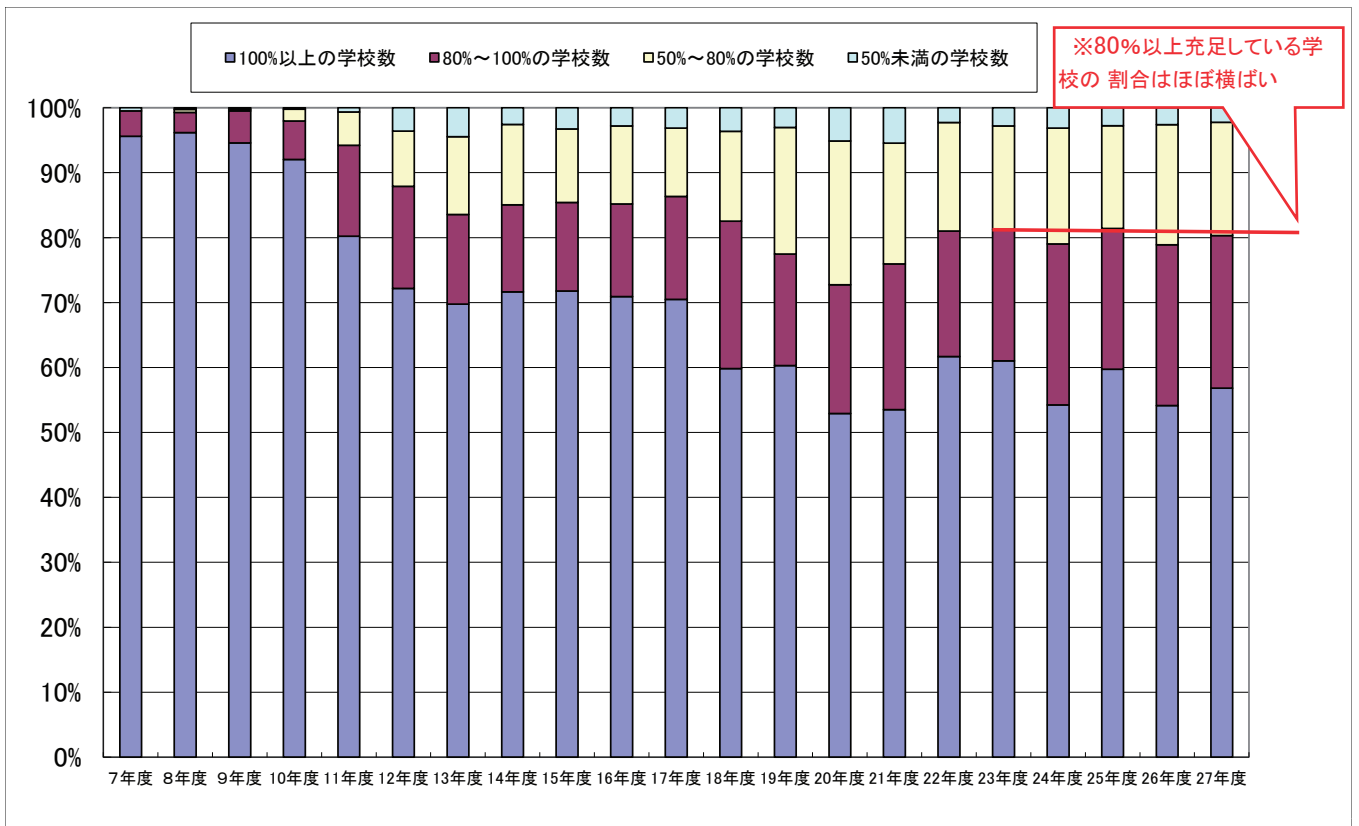
- 入学定員充足率100%未満の短大は、61.0%(昨年比△3.7P)。
- 帰属収支差額がマイナスの短大は、全体の50.4%(昨年比△6.0P)。

【高等学校】(※全て25年度のデータによる)

- 入学定員充足率100%未満の学校は、70.1%(昨年比△1.0P)。
- 帰属収支差額がマイナスの学校は、43.0%(昨年比△0.1P)。

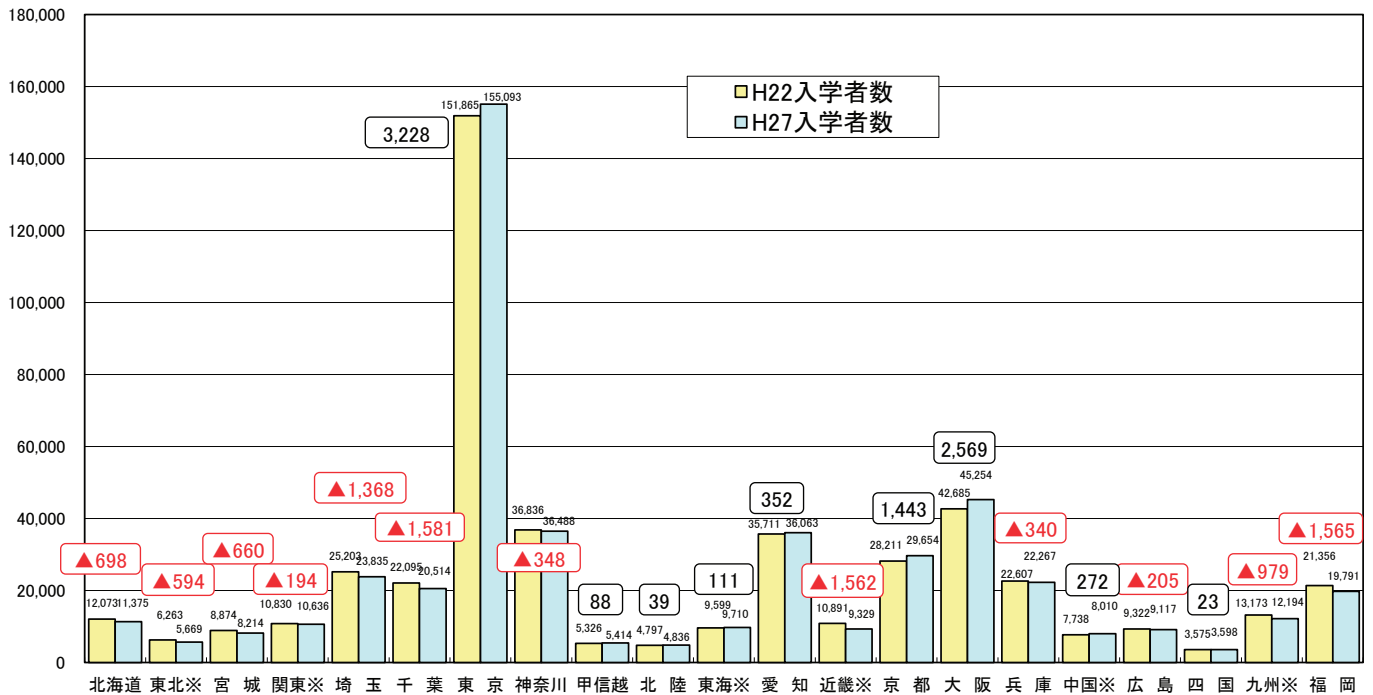
15

私立大学の入学定員充足状況



(日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

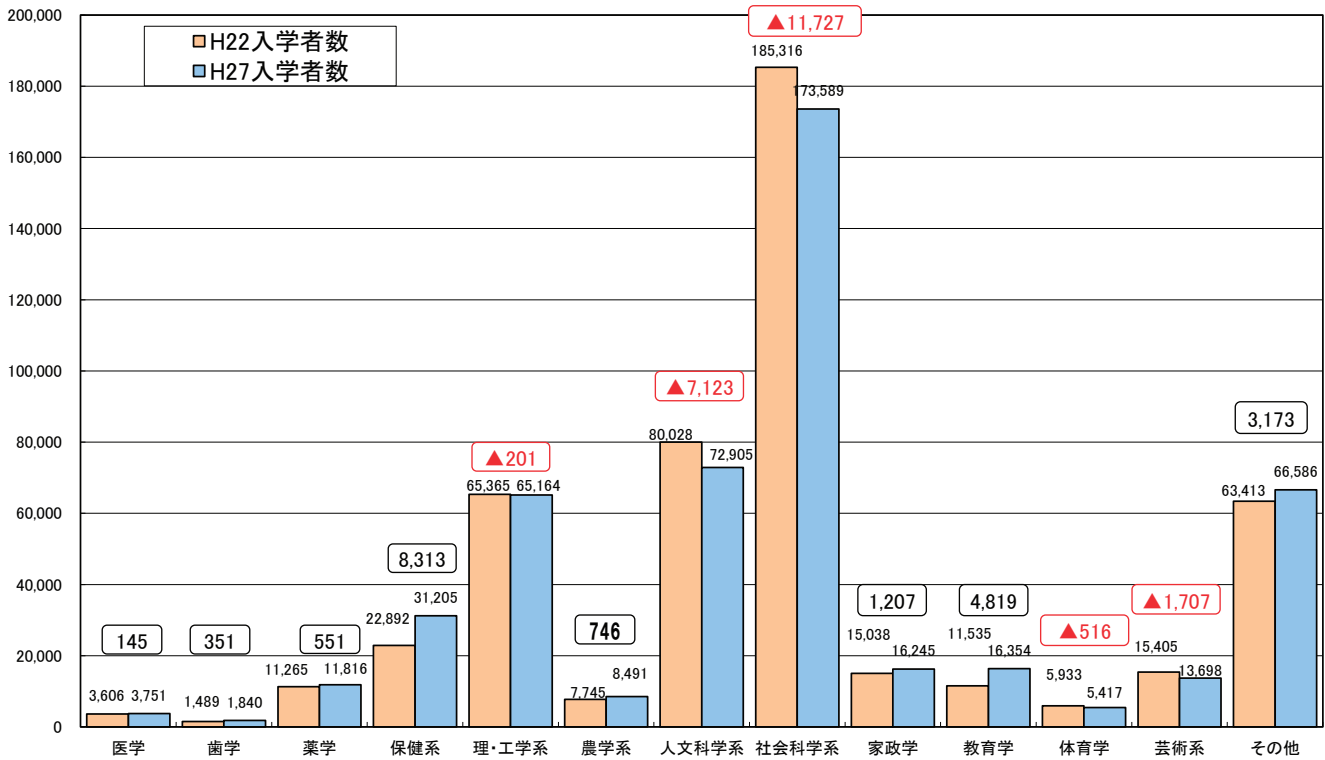
地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

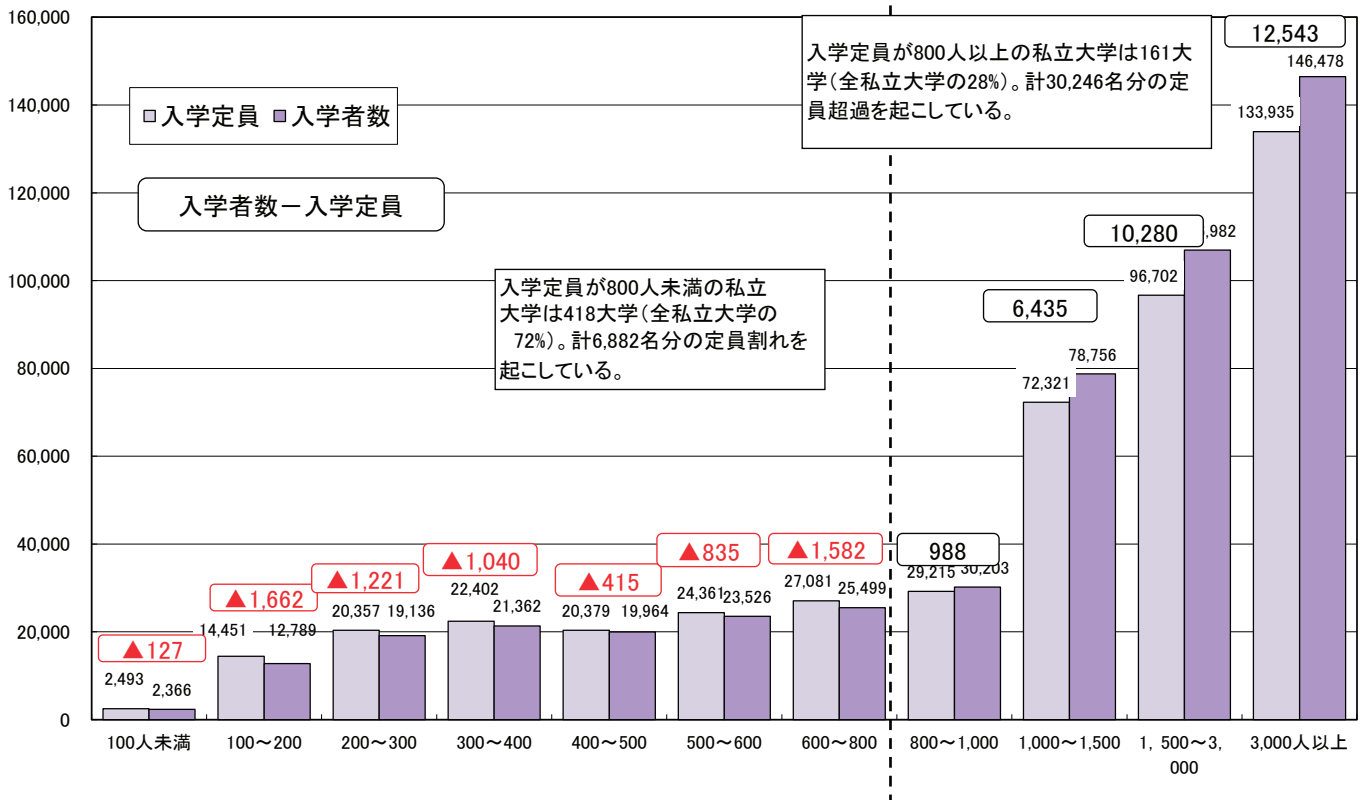
(日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

規模別の入学定員、入学者数等(平成27年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

○大学の収支状況

(単位: 億円)

年 度	4	9	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
集計学校数	a	校 378	校 425	校 547	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591
帰属収入	b	21,843	26,813	31,547	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156
消費支出	c	17,578	21,618	28,103	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371
帰属収支差額	d = b - c	4,265	5,195	3,444	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	19.5%	19.4%	10.9%	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 48	校 165	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215
割合	g = f ÷ a	13.8%	11.3%	30.2%	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%

○短期大学の収支状況

(単位: 億円)

年 度	4	9	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
集計学校数	a	校 495	校 499	校 418	校 404	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337
帰属収入	b	5,893	5,345	2,854	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961
消費支出	c	4,219	4,489	2,783	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996
帰属収支差額	d = b - c	1,674	856	71	▲ 1	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	28.4%	16.0%	2.5%	▲ 0.0%	▲ 2.3%	▲ 5.4%	▲ 5.9%	▲ 4.0%	2.4%	▲ 2.3%	▲ 1.8%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 136	校 190	校 212	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170
割合	g = f ÷ a	10.5%	27.3%	45.5%	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%

○高等学校の収支状況

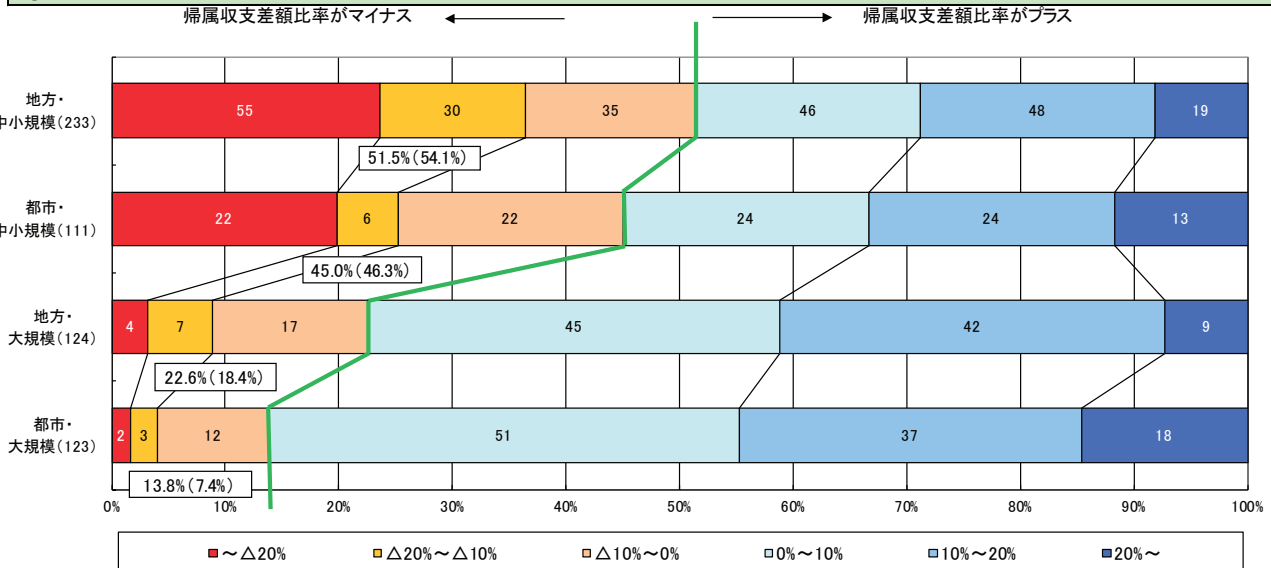
(単位: 億円)

年 度	4	9	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
集計学校数	a	校 1,255	校 1,279	校 1,270	校 1,290	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286
帰属収入	b	11,375	11,413	10,237	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384
消費支出	c	9,439	10,381	10,166	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109
帰属収支差額	d = b - c	1,936	1,032	71	33	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	17.0%	9.0%	0.7%	0.3%	▲ 0.8%	▲ 1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.7%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 182	校 336	校 649	校 670	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553
割合	g = f ÷ a	14.5%	26.3%	51.1%	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%

※○ 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とらない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。
 (※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならぬため、基本金相入れ相当の帰属収支差額が必要となる。
 出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



帰属収支差額: 学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

・都市: 政令指定都市、東京23区

・地方: 上記以外

・大規模: 在籍学生数が2,000人以上

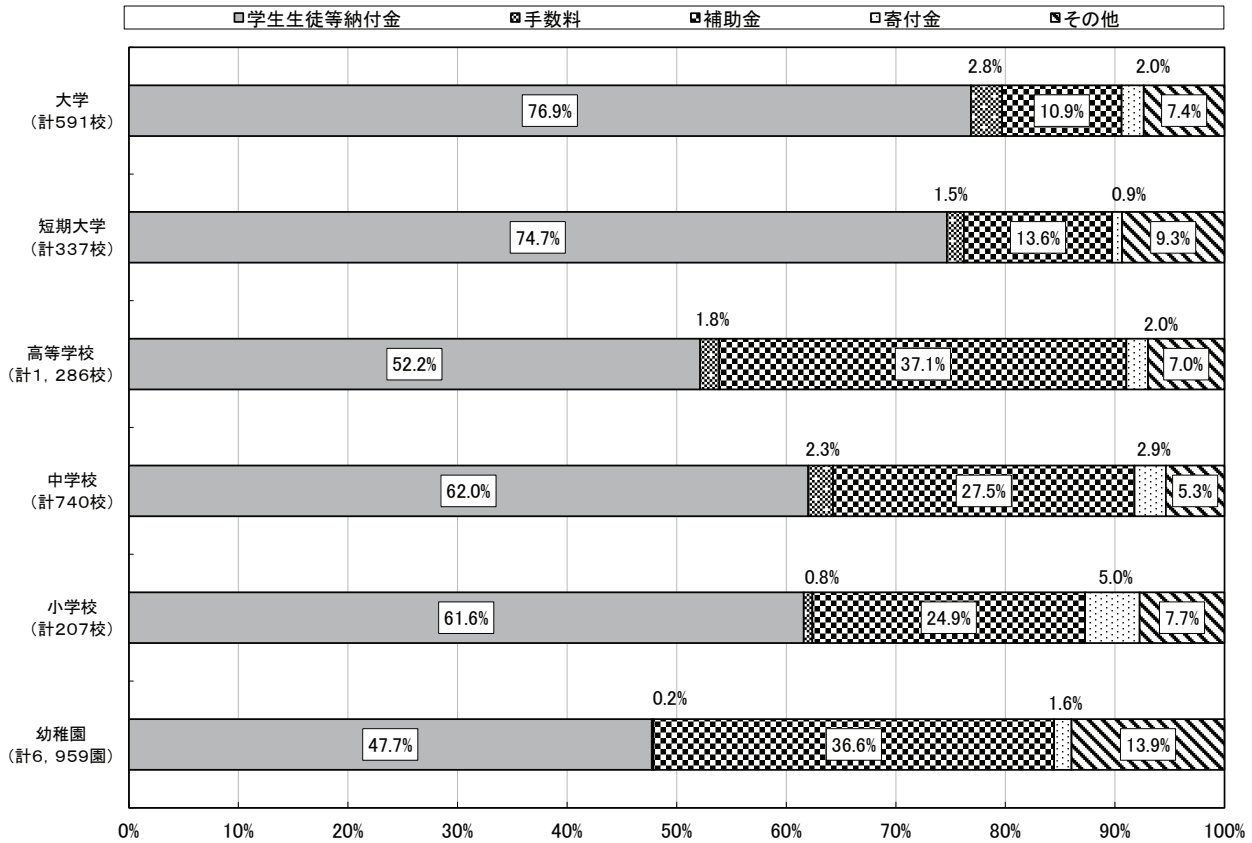
・中小規模: 在籍学生数が2,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ [] は帰属収支差額比率がマイナスの割合で()は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	233	39.4	206,267	10.0
都市・中小規模	111	18.8	97,585	4.7
地方・大規模	124	21.0	681,803	33.1
都市・大規模	123	20.8	1,072,534	52.2
計	591	100.0	2,058,189	100.0

私立学校の収入について

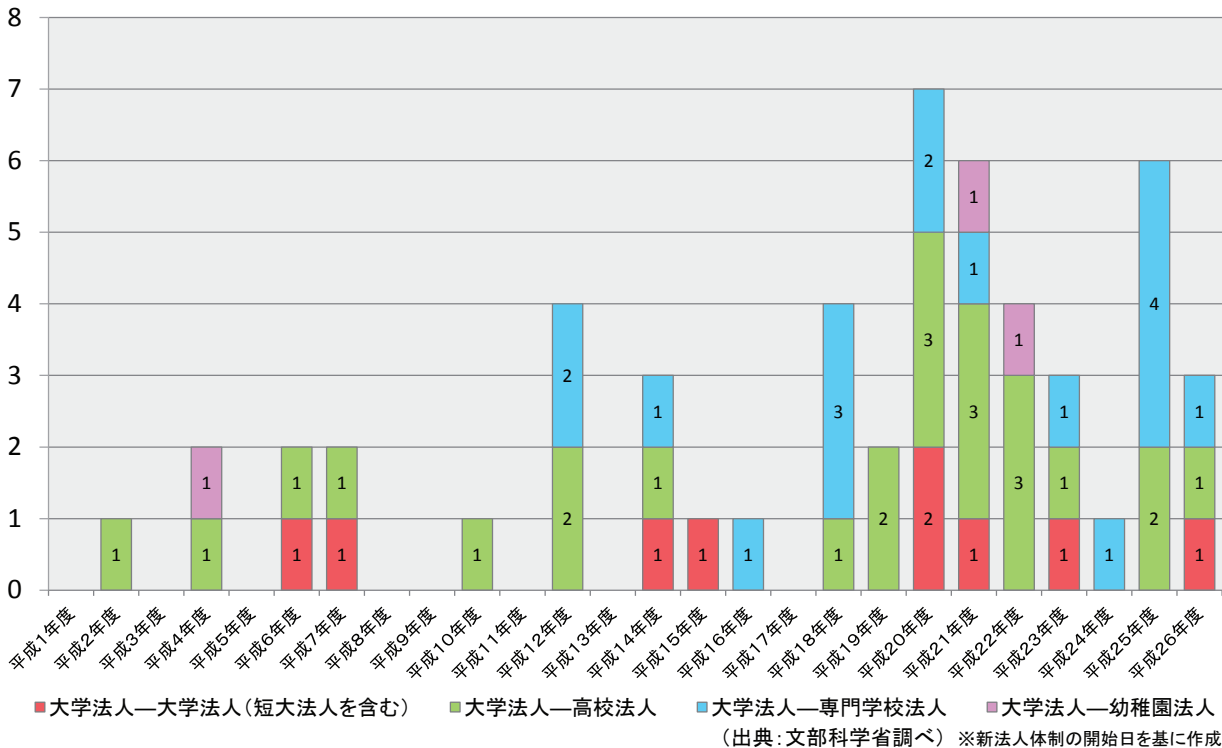


○日本私立学校振興・共済事業団調べ。

○大学・短大・高校・中学校・小学校は24年度決算、幼稚園は23年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計。

学校法人の合併(経年の推移)

学校法人の合併数は、近年、やや増加傾向が見られる。
特に、大学法人と高校法人、専門学校法人間の合併が大きな割合を占めている。



(出典: 文部科学省調べ) ※新法人体制の開始日を基に作成

まとめ

- 【18歳人口】 しばらく横ばい、その後再度減少へ
- 【進学率】 約50%、専門学校含めると約80%、都道府県格差も
- 【国際比較】 世界は高等教育を重視。留学生、社会人学生で遅れ
- 【学生】 大学・短大生の約7割が私学に在学
- 【定員割れ】 入学者が定員を満たせない私立大学・短大が増加傾向
- 【入学状況】 学生は、都市部、保健・教育系、大規模大に集中
- 【経営状況】 私学収入の7割以上が学納金。年々厳しい

24

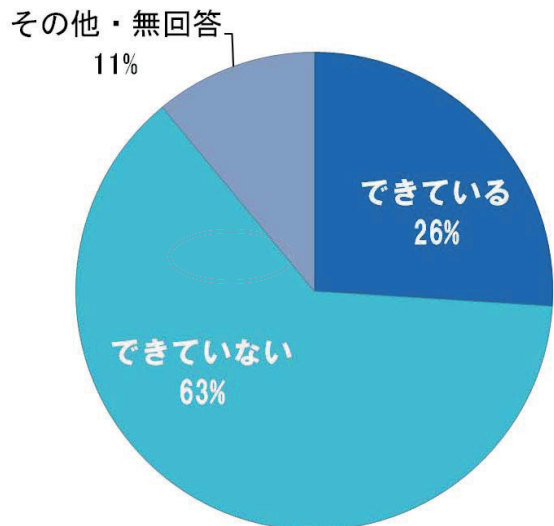
2. 大学改革を巡る議論について

25

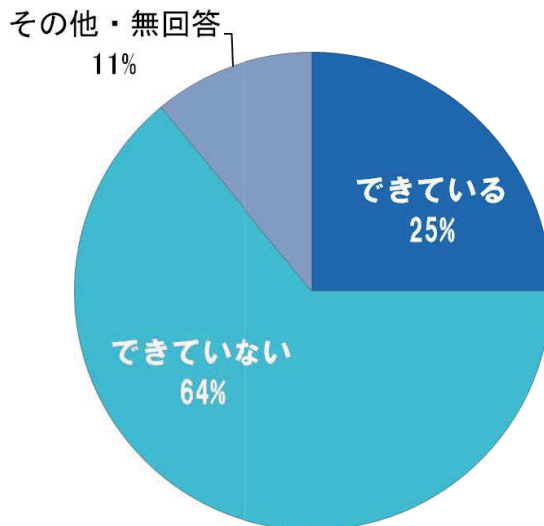
国民は、大学教育について現在の状況に満足していない

新聞社の世論調査では、日本の大学が、世界に通用する人材や企業、社会が求める人材を育てているかとの質問に6割を越える国民が否定的な回答

○ 世界に通用する人材を育てることができていると思うか



○ 企業や社会が求める人材を育てることができていると思うか



出典:朝日新聞社「教育」をテーマにした「全国世論調査」(2011.1.1【18面】)

26

【政府の行政プログラム】

- 大学改革実行プラン(平成24年6月 文部科学省)
- 教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)
- 経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)(平成27年6月閣議決定)
- 日本再興戦略(改訂2015)(平成27年6月閣議決定)

【大学改革を巡る提言】

- 教育再生実行会議(第一次(H25)～八次提言)
 - ・第一次…いじめ問題
 - ・第二次…教育委員会制度
 - ・第三次…大学教育
 - ・第四次…高大接続・大学入試
 - ・第五次…学制
 - ・第六次…「学び続ける」社会
 - ・第七次…求められる資質・能力
 - ・第八次…教育投資・教育財源
- 自民党 教育再生実行本部(第四次提言)(平成27年5月)

【中央教育審議会等】

- 中教審:「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」(平成24年8月)
- 有識者会議:大学設置認可の在り方に関する検討会報告(平成25年2月)
- 中教審大学分科会:「大学ガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成26年2月)
- 中教審:「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月)

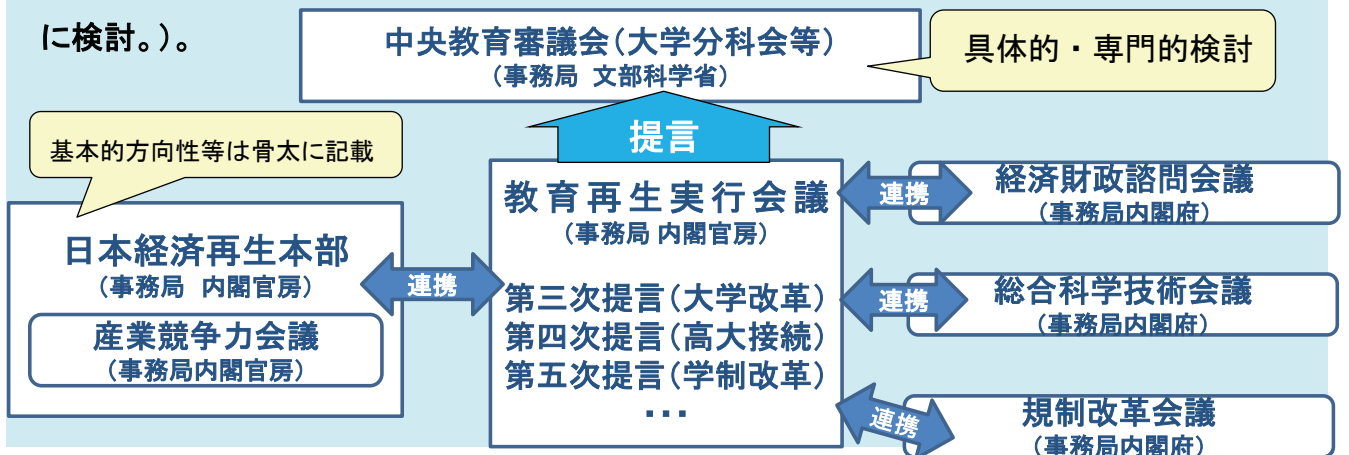
27

教育再生実行会議・中央教育審議会等の位置づけ

○大学にかかわる議論は、これまで文部科学省に置かれる「中央教育審議会」(主に大学分科会)での議論が中心。

○文部科学省は、24年6月に「大学改革実行プラン」を公表。

○安倍政権(24年12月発足)では、教育再生担当大臣(下村文部科学大臣)の任命のほか、下記諸会議を内閣官房等に設置。大学教育改革等関連について、教育再生実行会議でその検討(検討の大きな方向性を提言。具体的な在り方等については、中央教育審議会で専門的に検討。)



28

これからの大学教育等の在り方について(教育再生実行会議第三次提言概要)(平成25年5月28日)

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタムにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- ・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実!
- ・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に!

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10~20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学生の学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

29

中教審大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(26.2.12)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ 各大学は、主体的・自律的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

大学

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用
【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度
【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保
【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定
 ◆安定的な運営ができる学長任期の設定
 ◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命
 ◆学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議
 ◆設置単位の再点検
 ◆審議事項の透明化

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査
 ◆監事の常動化を推進

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

- ★制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
- ★予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ★評価、監査、大学団体等との協力

●教授会の審議事項の明確化
 ●高度専門職の創設 等

制度改正

<国立大学法人への支援>

- ★国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ★第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

●監事機能の強化 等

制度改正

国

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

30

平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」19頁より抜粋

(事務職員の高度化による教職協働の実現)

- 事務職員については、従前は、大学間の人事交流が活発であった国立大学も含めて、同一大学内での勤務が続き、様々な職務環境において新たな知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなる傾向にあると指摘されている。また、2年程度の短期間で様々な部署を異動することが多いため、専門性の高いスタッフを養成していくことが困難との意見もある。
- 今後、各大学による一層の改革が求められる中、事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していくことが求められる。例えば、国内外の他大学、大学団体、行政機関、独立行政法人、企業等での勤務経験を通じて幅広い視野を育成することや、社会人学生として大学院等で専門性を向上させることを積極的に推進すべきである。
- また、前述のURAやアドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーターをはじめとする、高度の専門性を有する職種や、事務職員等の経営参画能力を向上させるため、大学が組織的な研修・研究(スタッフ・ディベロップメント(SD)²¹)を実施することも重要である。

²¹ 事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。

(2) F D, S D の推進

- 大学は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）により、「当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と規定されている⁴⁶。この規定は、いわゆるFD（ファカルティ・ディベロップメント⁴⁷）の実施を義務付けたものであるが、学長のビジョンや大学の経営方針、大学に関する法制度やその解釈、内部規則等の見直し等に関することについても、例えば、年度始めや新規採用、学長の交代等に際して説明会を開催したり、オンラインの研修を活用したりする等、

⁴⁴ 学校教育法第109条。なお、専門職大学院については、5年に1度の認証評価が義務付けられている（学校教育法施行令第40条）。

⁴⁵ 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第32条及び第34条

第25条の3

⁴⁶ 平成24年3月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」では、ファカルティ・ディベロップメントについて、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、さらには研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。」としている。後段で言及しているように、授業内容や方法の改善だけでなく、ガバナンスに関する研修等も積極的に進めていくことが求められる。

様々な機会を活用して、積極的に周知することが望ましい。

「高度専門職」や事務職員に対しても同様の研修等（スタッフ・ディベロップメント（SD））の機会を設け、ガバナンス改革について、全教職員の理解を促進すべきである。

(3) 人材の流動性の確保

- 我が国の大学教員が内向きの議論をしがちだと指摘される背景には、人材の流動性が諸外国に比べて低く、所属組織とは異なるガバナンスについて意識したことがある人材が少ないことにも一因があると考えられる。

このため、所属大学以外の組織での経験を持つ人材を確保していくことが極めて重要であり、国内外を対象とした公募の導入等を通じて、各大学においては、国内外の大学・研究機関だけでなく、国際機関や民間企業も含めた幅広い勤務経験を促進すべきである。

(4) 経営能力のある教職員の育成

- 大学による自主的・自律的なガバナンス改革を継続していくためには、若手やマネジメント能力の高い教職員を積極的に起用することによって、早い段階から大学経営の感覚を身に付けさせるとともに、学内や大学団体等の研修、人事交流等を通じて、将来の執行部人材として育成していくことが重要である。

- また、学長をはじめとする執行部や学部長等も、大学団体等が実施する研修に参加する等、不断の研鑽（けんさん）が求められる。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の一部改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

大学における「内部規則等の総点検・見直し結果についての調査」（確定版）概要

- 学校教育法等の一部改正（平成27年4月1日施行）の趣旨を踏まえた、大学における内部規則等の総点検・見直し状況を把握するための調査を行った。

調査回答状況：1,127校/1,131校（調査時点：平成27年4月1日、調査期間：平成27年4月28日～5月27日）

【学校教育法関係 主なポイント】

法令改正を受けて、**全体の97.3%に当たる1,097校が内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施済み。**

校務に関する最終的な決定権が学長にあることについて、内部規則等において、

法令改正前から担保されている大学 **504校（44.7%）**

法令改正後に担保した大学 **615校（54.6%）**

※担保されていない大学8校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることについて、内部規則等において

法令改正前から担保されている大学 **355校（31.5%）**

法令改正後に担保した大学 **765校（67.9%）**

※担保されていない大学7校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

国立大学及び法人化された公立大学（計165校）において、**法人化後に適用されなくなった教育公務員特例法に基づき教授会に権限を認める規定が改正法の趣旨に反する形で内部規則等に残っているかどうかについて、**

法令改正前から残っていない大学 **91校（55.2%）**

法令改正後に当該規定を改正した大学 **73校（44.2%）**

※本調査後の6月時点で当該規定を改正した1校と併せて、該当する全ての大学で整備がなされた。

【国立大学法人法関係 主なポイント】

学長選考の基準として、「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれているかについて、**全ての国立大学（86校）において、「盛り込まれている」又は、「次期学長選考の開始までに対応予定」とされている。**

学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について恒常的な確認を行うことについて、

法令改正後に、恒常的な確認を行うこととした **66校（76.7%）**

恒常的な確認の在り方を検討中 **15校（17.4%）** ※ほか5校については、法令改正前から、恒常的な確認を実施している。

34

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）

教育再生実行会議

第5次提言（H26.7.3）

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門
高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、**国は、実践
的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。**

第6次提言（H27.3.4）

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の
職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組
を推進する。

・国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など
個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果
の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する
仕組みを構築する。例えば、ICTを活用し、学修履歴を記録し、活用できる基盤となるよ
うな仕組みを整備する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育 機関の制度化に関する有識者会議 （H26.10より開催 H27.3審議のまとも）

【基本的方向性】

- 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授
与機関とすることを基本とする
（国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多
様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専
門学校が移行しうる仕組みとする必要性等を勘案）

【制度化の主要論点】

- 主目的は、「質の高い専門職業人養成のための
教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視
PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、
国により設置認可 等

中央教育審議会への諮問（H27.4）

■ **個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方**について審議

■ 総会に置く特別部会（新設）及び生涯学習分科会に置く部会（新設）において、以下の事項をそれぞれ審議

<検討事項>

○ **社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成**について（新たな高等教育機関の制度化）

- ・社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
- ・高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
- ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み

○ **生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備**について

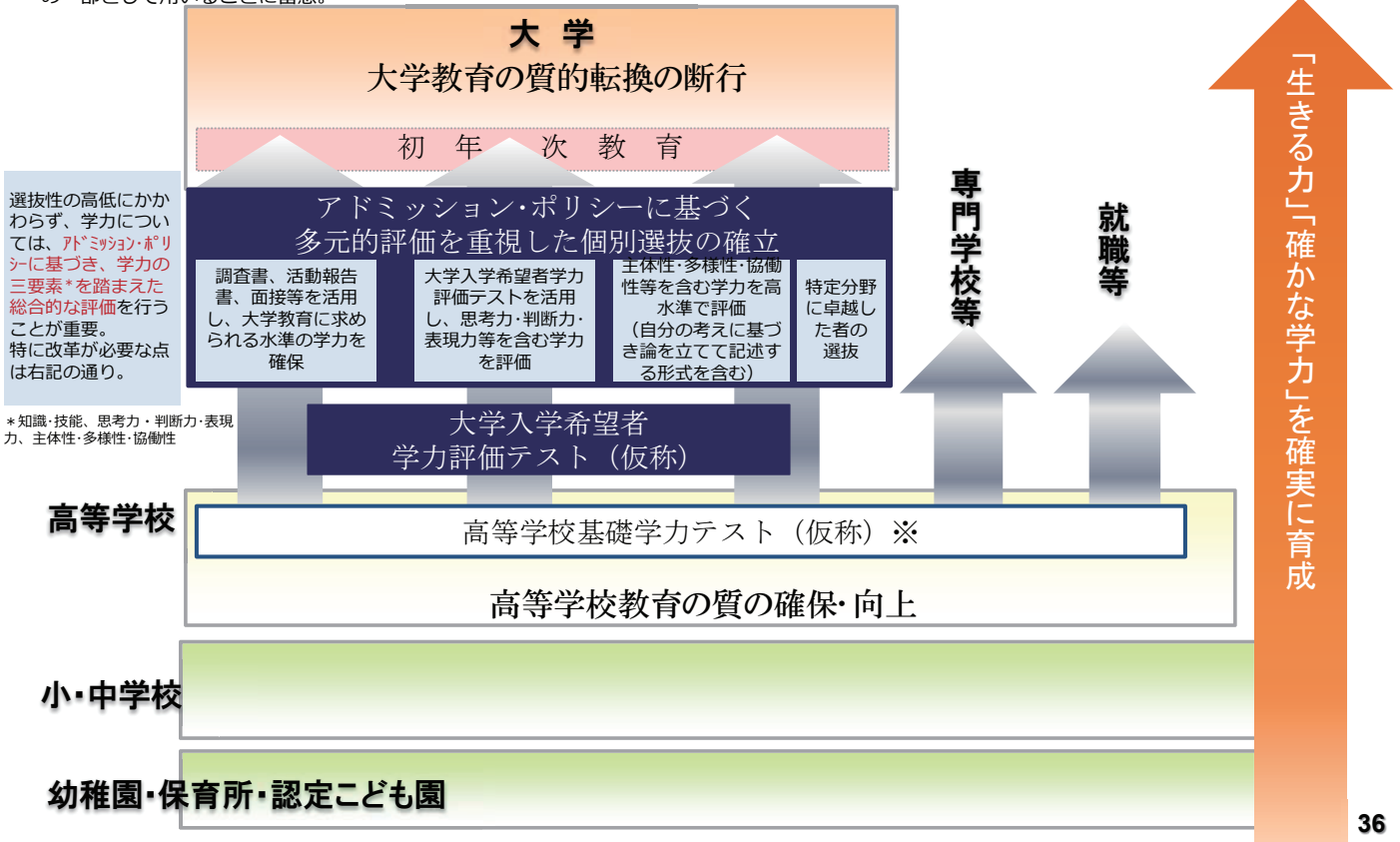
- ・各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質保証の仕組みづくりとこれらを様々な場面で活用できるようにするための方策
- ・情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者や大学等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組み

35

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について
(平成26年12月・中教審答申)



高大接続改革実行プラン（概要）

プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】
・ アドミッション・ポリシー(入学受入の方針)、ティプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】
・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】
・ 事例集やガイドラインの作成・提供

○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年度を目途に具体策を取りまとめ】

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施
・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」(新テストの具体的な内容)を策定・公表

○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】
・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】
・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会が具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】
・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】
・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】
・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】
・ 認証評価制度について、学修成果や内部保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】
・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

まとめ

【提言】 教育再生実行会議(内閣)

教育再生実行本部(自民党)

中央教育審議会及び各分科会等(文科省)

・高大接続(平成26年12月答申)

・新たな高等教育機関(審議中)

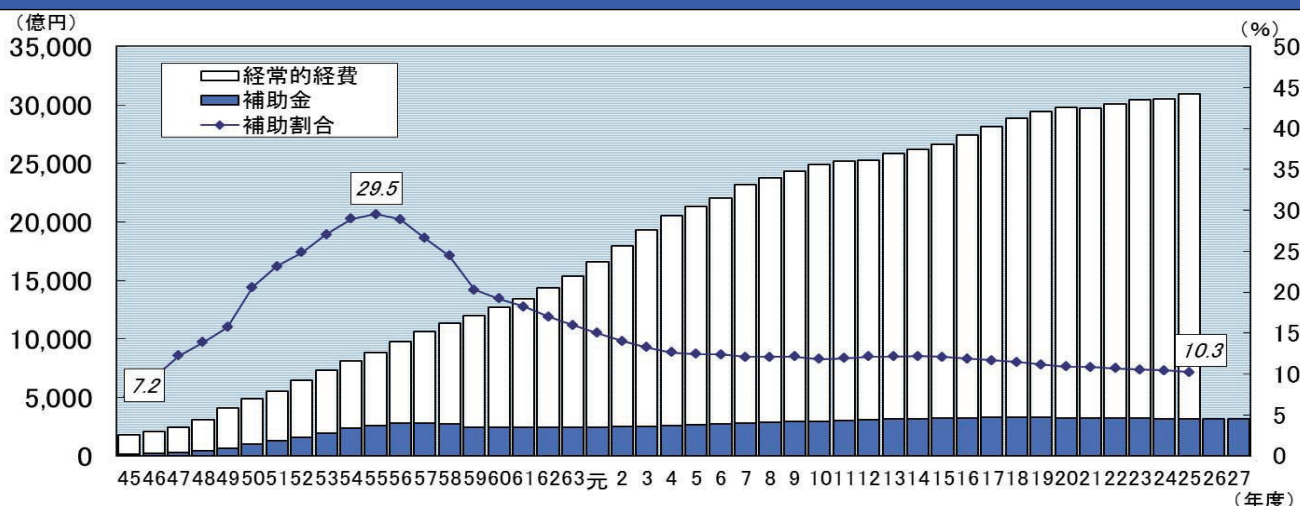
【制度改正】 学校教育法改正(平成27年4月～)・・・副学長、教授会

38

3. 私学関係予算(平成27年度)について

39

私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移



区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
経常的経費	27,439	28,147	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977		
経常費補助金	総額	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0
	(伸率)	(1.4)	(0.9)	(0.6)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(0.1)	(▲ 0.4)	(▲ 0.7)	(▲ 0.4)	0.3
	伸額	45	30	20	▲ 32	▲ 32	▲ 31	4	▲ 13	▲ 22	▲ 12	9
	うち特別補助割合	1,064 (32.6)	1,099 (33.4)	1,109 (33.5)	1,113 (33.9)	1,113 (34.3)	1,102 (34.3)	1,102 (34.2)	398 (12.4)	394 (12.4)	393 (12.4)	422 (13.3)
補助割合	11.9	11.7	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3		

※平成24、25、26、27年度は復興特別会計を除く。

(参考)

昭和50年の私立学校振興助成法成立時における参議院文教委員会による附帯決議では、「私立大学に対する国の補助は二分の一以内となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること」とされている。

40

平成27年度 高等教育局関係予算(私学関係抜粋)

学びのセーフティネットの構築

- 大学等奨学金事業の充実と健全性確保 921億円(△39億円) うち、育英資金貸付金 748億円(+72億円)
- 国立大学・私立大学の授業料減免等の充実 392億円(△17億円)
—うち私立大学分 85億円【減免対象人数 H26:約3.9万人→H27:約4.2万人】

「大学力」向上のための大学改革の推進等

- 私立大学等経常費補助 3,153億円(△31億円)
建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。
・一般補助 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。2,711億円
・特別補助 2020年以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援する。441億円
- 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,020億円(+16億円)
- 私立学校施設・設備の整備の推進 92億円(+5億円)
- 私立大学等教育研究活性化施設整備事業 46億円(±0)
- 私立学校施設の災害復旧 (復興特会5億円)

その他

- 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 44億円(新規)

41

43

人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化

私立大学を取り巻く現状

- 大学の約8割を占める私立大学は、建学の精神に基づいて社会や時代のニーズを踏まえた個性・特色ある教育を実施することにより、地域社会に貢献する多様な人材を輩出し、地域社会の発展に大きな役割を果たしている。
- 2020年度以降、18歳人口が急激に減少。また、人口移動が集中するのは大学進学時及び就職時。
(平成22年度(2010):122万人 → 平成32年度(2020):117万人 → 平成42年度(2030):101万人)
▲5万人減 ▲16万人減
- 地方中小私立大学等の収支状況は半数以上が赤字傾向であり、厳しい経営状況。

地方中小私立大学等が撤退すると大都市への人口移動に拍車をかけることとなり、地方における高等教育機会確保や地方創生の観点から回避すべき。**急激な人口減を迎える2020年度までに、大学内・大学間でのスピード感のある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る取組が、最も必要。**

①地方私立大学等の経営改革支援

【期間限定】

私立大学等経営強化集中支援事業 《45億円・新規》

- 2020年度までを「**私立大学等経営強化集中支援期間**」として設定し、**経営改革を断行する地方の私立大学等150校を重点的に支援**
- 既存の未来経営戦略推進経費を発展的に解消し、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る私立大学等に対して加算
- 経営改善の取組内容を点数化し、総合得点の高い上位の私立大学等から採択

※対象:地方の中小私立大学等
(三大都市圏(過疎地域は除く)以外。収容定員2,000人以下)

②地域発展に貢献する私立大学等支援

私立大学等改革総合支援事業 《201億円の内数(前年同)》

- 全学的・組織的な教育研究改革への取組に対して経常費・設備費・施設費を一体的に支援する本事業のうち、**地域発展型(タイプ2)**において、**地域発展に貢献する私立大学等150校を重点的に支援**
- 自治体との包括連携協定の締結、全学的地域連携センターの設置、地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラムの実施等、地域発展に係る取組内容を点数化し、総合得点の高い上位の私立大学等から採択※三大都市圏(過疎地域は除く)にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外

地方の「職」を支える人材育成 《12億円(9億円)》

- 学生の地方企業等への就職状況や地方企業等でのインターンシップの実施 状況を高く評価するとともに、地元産業界等と連携した実践的PBL (Project Based Learning) の実施、就業・起業に関する地域の学校との連携といった取組を行う私立大学等に対して加算

42

私立大学等経営強化集中支援事業

平成27年度予算額:45億円(新規)

- 18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間:平成27~32年度(2020年度)までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校:地方の中小規模私立大学等(全国で約350校)のうち**最大150校程度**

※東京・千葉・埼玉・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫(過疎地域は除く)以外の道府県に所在、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分:**経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分**

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

主な評価項目例

- ◆**経営状況の把握・分析**
 - ・SWOT分析、財務分析等の実施
 - ・SDの実施(説明会、計算書類の読み方等)
- ◆**組織運営体制の強化**
 - ・ガバナンス体制、監査体制の強化
- ◆**学生募集・組織改編**
 - ・地域等のニーズ調査・満足度調査の実施
 - ・定員規模の見直し、学部等の改組等
- ◆**中長期計画の策定等**
 - ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
 - ・中長期計画策定への教職員の参画状況等

※タイプB枠での申請には、「**経営改善計画**」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。
- ◆**人事政策・経費節減等**
 - ・人件費の見直し、人事考課の導入
 - ・経費節減目標の設定、外部資金獲得状況
- ◆**他大学等との連携**
 - ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
 - ・地元自治体・産業界との連携

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加算する。

※学生募集に係る評価項目等、自然的・社会的条件を勘案することが適当なものについては**条件不利地域に所在する大学等**に対して配点を上乗せする。

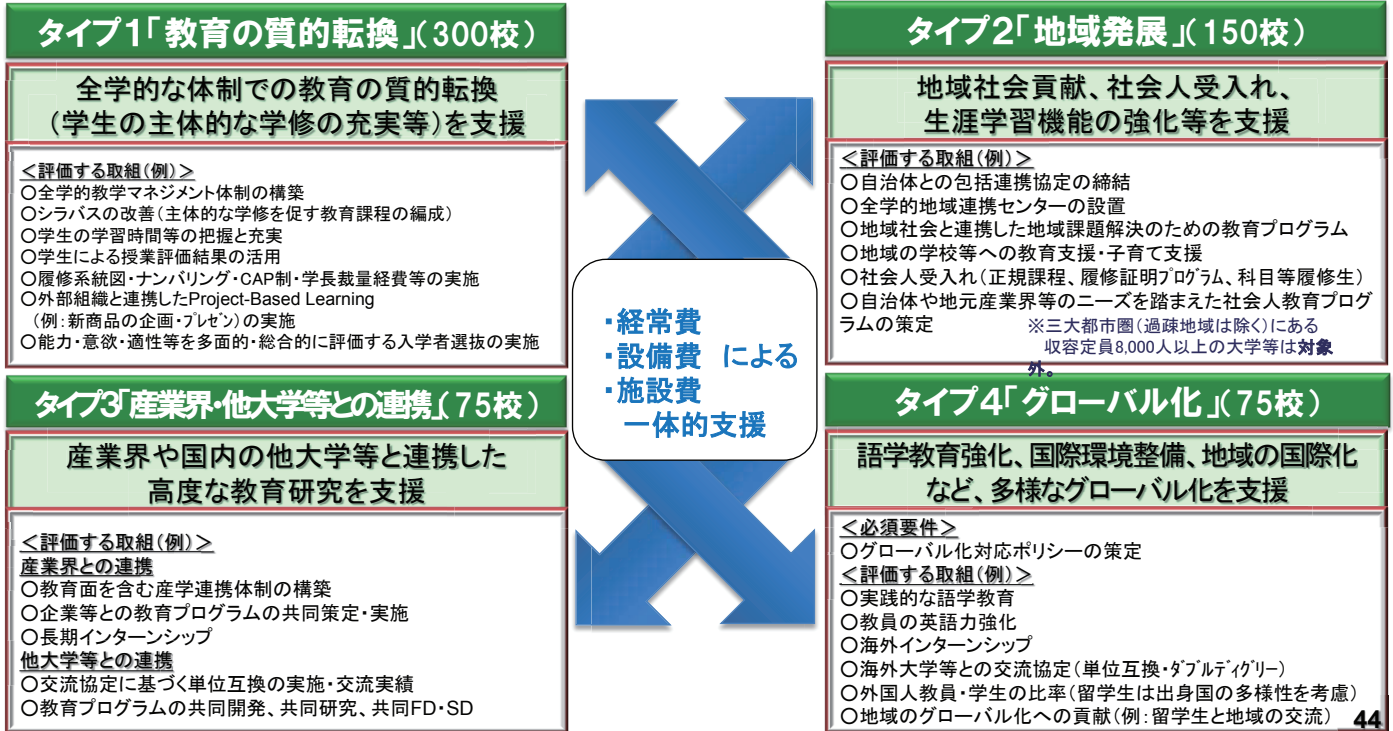
43

私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、タイプ1～4に対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 対象は、延べ600校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり、実数で400校程度)。

平成27年度予算額201億円(201億円)

経常費	144億円(144億円)
活性化設備費	46億円(46億円)
施設・装置費	11億円(11億円)



私学助成における定員管理の適正化について

1. 基本的考え方

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在籍する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされており、各大学においては、**学生定員に対する在籍学生数の割合(「定員充足率」)**を1.0とすることが原則として求められる。
- また、「まち・ひと・しごと総合戦略」(平成26年12月27日 閣議決定)においては、「**大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る**」とされている。
- 現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ(平成26年度の私立大学の状況)、そのうち**約8割(約3万6千人)が三大都市圏に集中**。特に、収容定員4,000人以上の**大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割**(全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人)と顕著。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、以下の措置を講じる。

2. 具体的方策

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に**私学助成を全額不交付とする基準を厳格化**するとともに、**入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入**することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
現行	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上	
強化策 (案)	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乗せするインセンティブ措置を新たに導入(平成31年度に措置)。

3. 具体的方策による効果

- これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、抑制される定員超過学生(約1万6千人)のうち、**三大都市圏において約1万4千人(88.6%)、東京圏において約1万1千人(65.7%)の超過入学者が抑制**されることが見込まれる。

まとめ

【私学助成】 経常費補助は、大学約3,000億円、高校以下1,000億円

法律では二分の一補助、実際は10.3%(大学)

2020年度までの「経営強化集中支援事業」

パッケージ支援の「改革総合支援事業」

定員管理の適正化

46

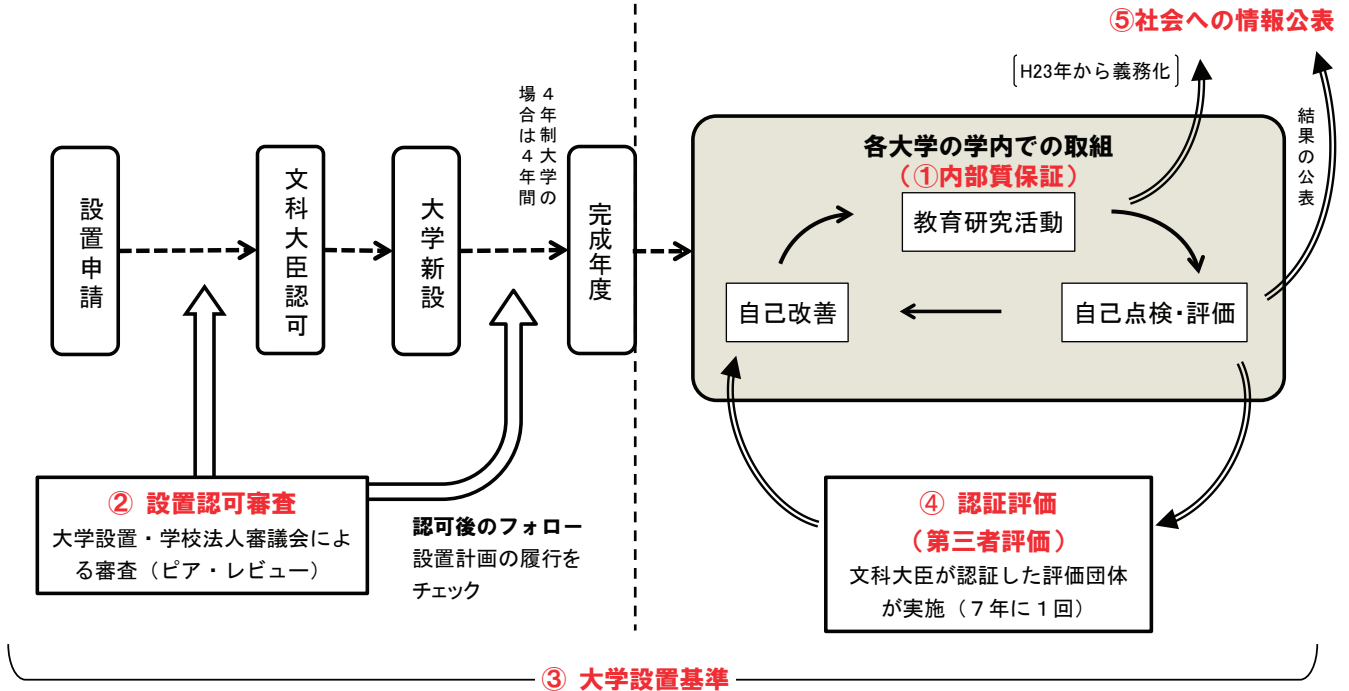
4. 私学運営・学校法人運営の適正化について

47

我が国の大学の質保証のイメージ図

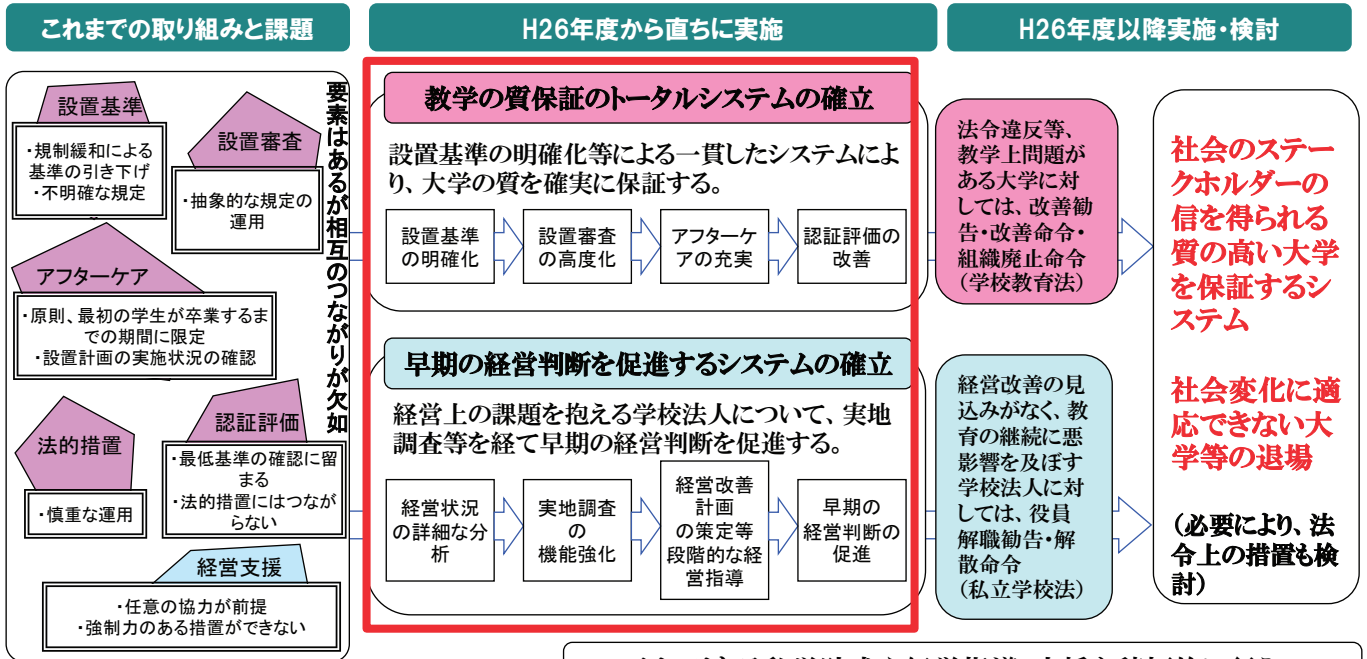
【大学の設置申請から完成年度までの質保証】

【恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

設置認可後の質保証システムについて



多岐にわたる私学助成や経営指導・支援を積極的に行う。

私大・短大の募集停止、再編・統合

	募集停止		再編・統合
	大学	短大	
15-19年度	2大学	30短大	0校
20-24年度	8大学	25短大	11校

慶應大・共立薬科大
関西学院大・聖和大
上智大・聖母大
など

大学としてふさわしい実質を有するものについては、それぞれの特性を活かした機能別分化に応じた適切な支援を進める。
→教育水準が保証された、多様な教育機会を国民に保障

設置認可後の質保証システムについて

- ◇ 教学の質保証のトータルシステムの確立
- ◇ 早期の経営判断を促進するシステムの確立

1. 経営状況の詳細な分析

- ① 経営判断指標の精緻化
- ② 学校法人会計基準の改正 (約40年ぶりの改正)
- ③ 学校法人の財務情報等の公開

2. 実地調査の機能強化

3. 経営改善計画の策定等段階的な経営指導

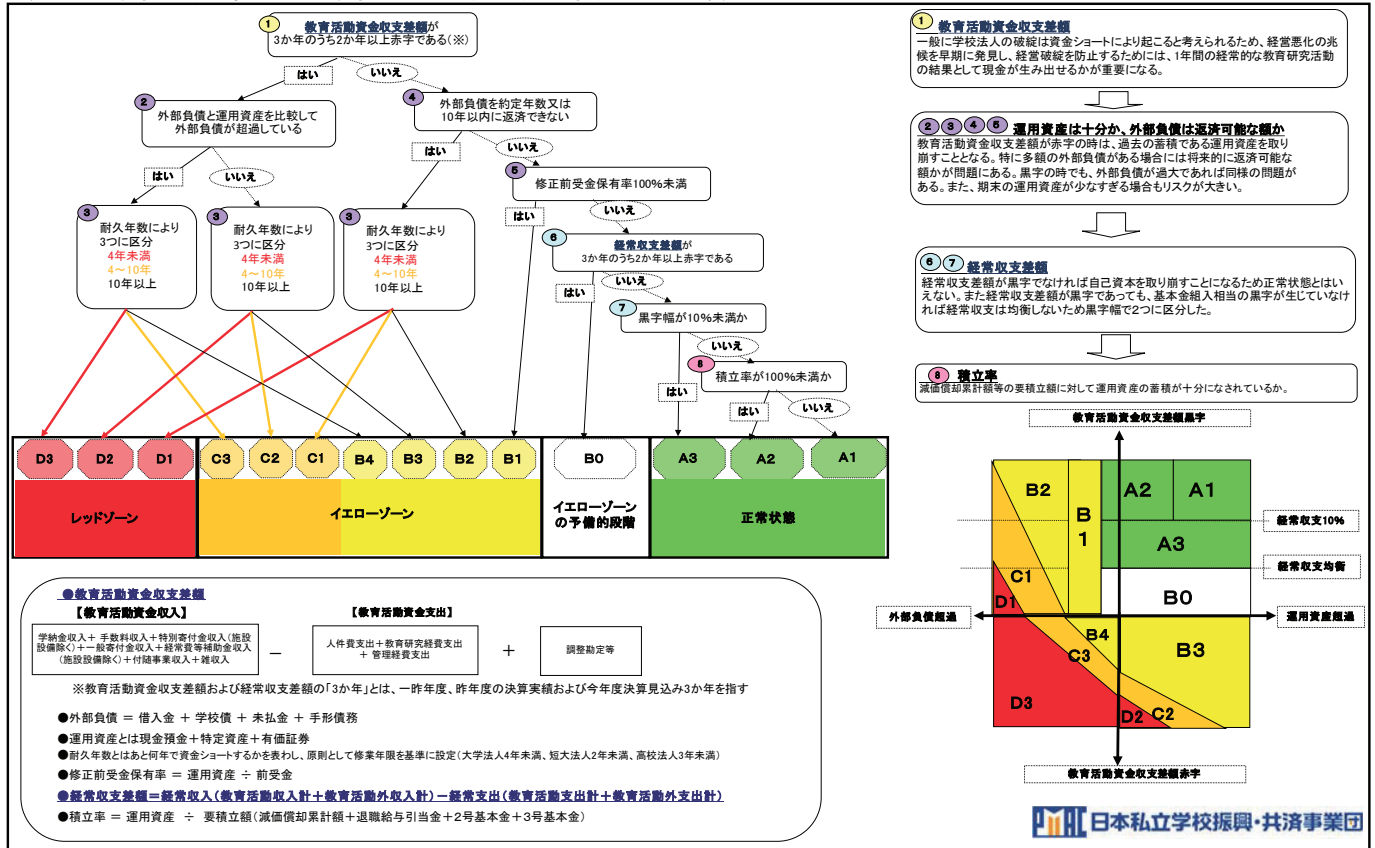
4. 早期の経営判断

④ 学校法人運営調査の実施

⇒ 重大な問題について、自らによる改善が見込めない場合について、法令による改善

⑤ 私立学校法の改正

○ 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 (法人全体) H27年度～

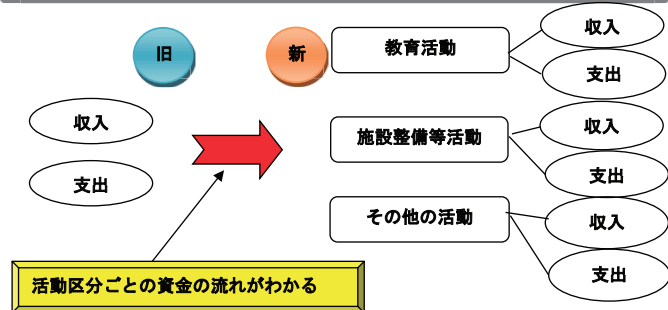


学校法人会計基準の改正について

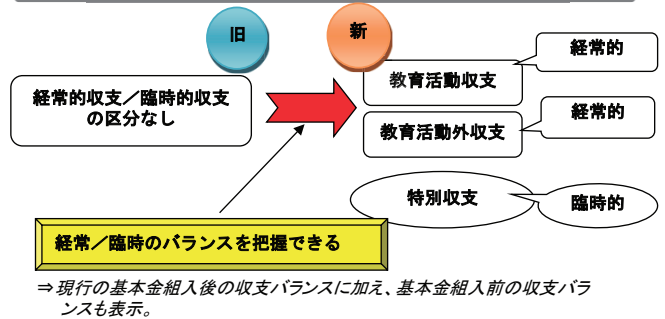
平成25年4月22日 改正省令公布

私立学校の特性を踏まえた学校法人会計基準の仕組みは引き続き維持しつつ、学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営の状況を把握できるものとなるよう改正。

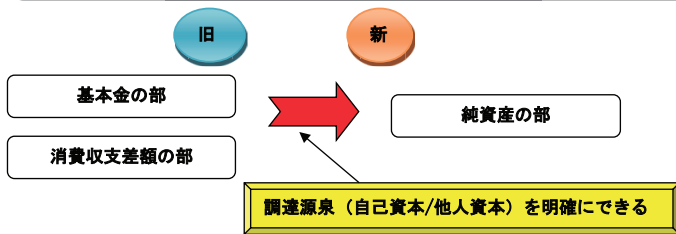
資金収支計算書に、新たに「活動区分資金収支計算書」を作成



「消費収支計算書」→「事業活動収支計算書」



「貸借対照表」で純資産の部を表示



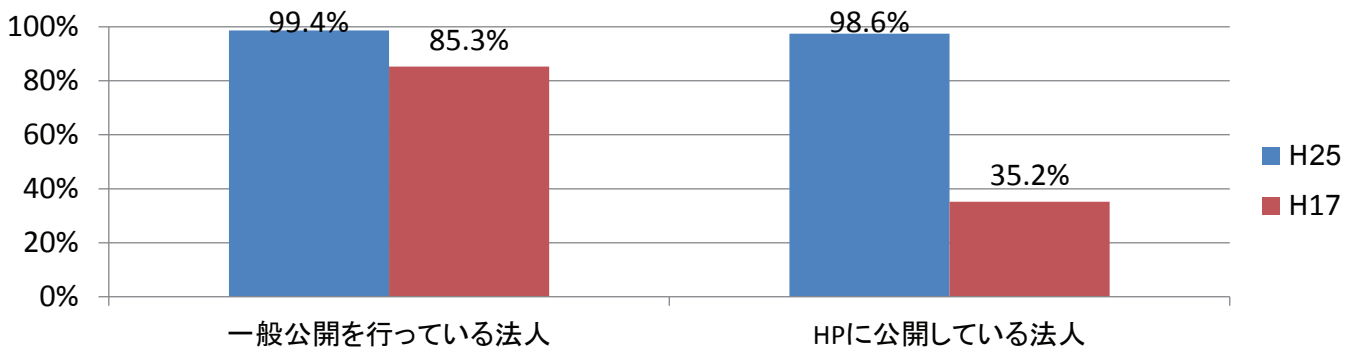
施行・スケジュール等

- 平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類から適用
→ 計算書類は予算と決算を対比する様式で作成するため、平成27年度の予算段階から新基準への切替えが必要
 - 知事所轄法人は施行日から1年間の猶予を置き、平成28年度の計算書類から適用
- (参考資料)
改正省令・通知・研修会資料は以下の文部科学省ホームページに掲載。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm)
また、実務上の取扱い等（実務指針）についても、日本公認会計士協会において、平成26年1月14日付で公表。
(http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/45_4.html)

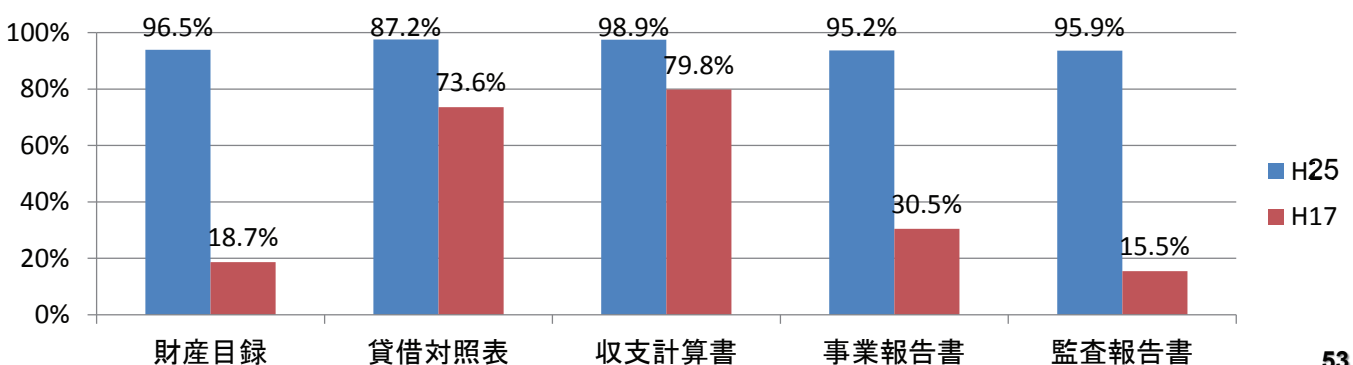
52

学校法人(文部科学大臣所管法人)の財務情報等の公開状況について(平成25年度)

(1) 一般公開の状況



(2) 一般公開の内容



53

大学ポートレート(私学版)の参加状況について

平成27年1月15日現在									
区分	全学校数 (A)	参加		不参加		未定		未提出	
		学校数 (B)	割合 (B/A)	学校数 (C)	割合 (C/A)	学校数 (D)	割合 (D/A)	学校数 (E)	割合 (E/A)
大学	600	534	89.0%	54	9.0%	6	1.0%	6	1.0%
短大	322	274	85.1%	48	14.9%	0	0.0%	0	0.0%
高专	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	925	811	87.7%	102	11.0%	6	0.6%	6	0.6%

※参加…教育情報の提出があり、大学ポートレートで公表している学校

不参加…教育情報の提出はあるが、大学ポートレートでは公表していない学校

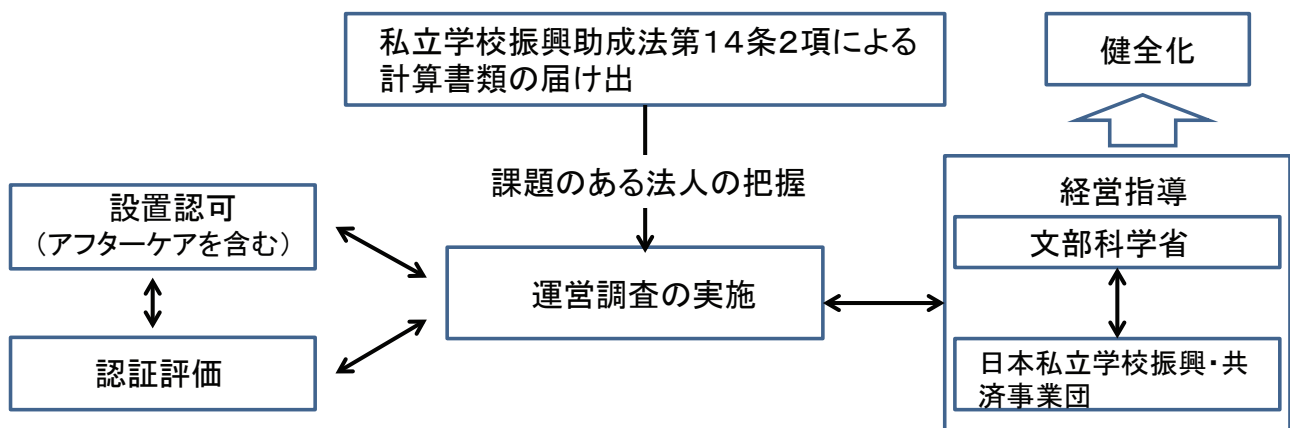
未定…教育情報の提出はあるが、大学ポートレートで公表するか否かを決定していない学校

未提出…教育情報を提出していない学校

※各学校数は、学生募集を停止した大学・短期大学を除く

<参考>									
平成26年10月6日現在									
区分	全学校数 (A)	参加		不参加		未定		未提出	
		学校数 (B)	割合 (B/A)	学校数 (C)	割合 (C/A)	学校数 (D)	割合 (D/A)	学校数 (E)	割合 (E/A)
大学	600	519	86.5%	66	11.0%	8	1.3%	7	1.2%
短大	322	267	82.9%	54	16.8%	1	0.3%	0	0.0%
高专	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	925	789	85.3%	120	13.0%	9	1.0%	7	0.8%

54



学校法人運営調査委員による運営調査の実施

- 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的。
- 運営調査事項
 - ・学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること。
 - ・学校法人の財務に関すること。
 - ・その他学校法人の業務の執行状況等に関すること。
- 運営調査の方法等
 - ・学校法人運営調査委員及び事務官をもって、書類審査、実地調査等の方法により実施。
 - ・運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導助言すべき事項を当該学校法人に対して通知。

55

私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）の概要

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員への解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員への解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。

(2) 立入検査の規定の整備

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人の業務・財産の状況に関し、学校法人の事務所等に立ち入り、検査すること等ができる。

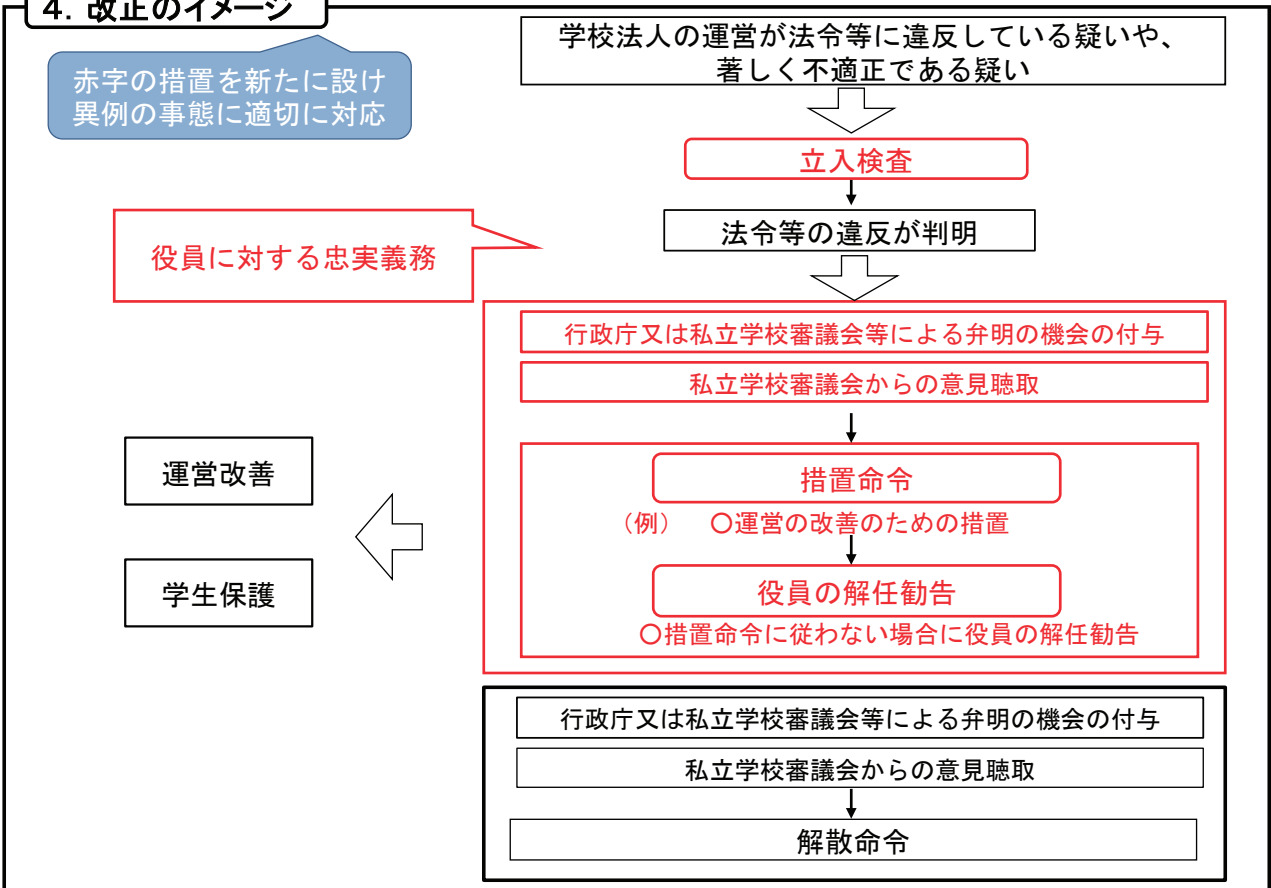
(3) 忠実義務規定の明確化

学校法人の理事は、法令の規定及び寄附行為等を遵守し、学校法人のために忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日(平成26年4月2日)

4. 改正のイメージ



学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について(1)

26高私参第9号
平成27年3月31日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長あて私学部参事官通知

学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）

保護者等関係者からの寄付金等の取扱いについては、平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」により、お知らせしているところです。

各学校法人においては、適切に会計処理が行われていることと存じますが、今般、一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が発生しました。

ついては、上記通知の趣旨を再度御理解いただき、学校法人が保護者等関係者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた寄付金等は、すべて学校法人が直接処理し、学校法人会計の外で経理することなどが無いよう、改めてお願いいたします。

また、教材料等の取扱いについても学校法人会計基準の趣旨にのっとり適切に処理されるようお願いいたします。

あわせて、新学校法人会計基準が平成27年4月1日から適用となることも踏まえ、従来からの慣行にとられることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行うほか、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すようお願いいたします。

58

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について(2)

14文科高第四五四号
平成一四年一〇月一日

各私立大学長・大学を設置する各学校法人理事長あて文部科学事務次官通知

私立大学における入学者選抜の公正確保等について

このことについては、かねてから入学に関する寄附金の收受の禁止等を中心に、その厳正公平な実施について各大学の留意を促してきたところでありますが、近時、一部の私立大学において入学者選抜の公正を疑わしめるような事態及びこれに関連して学校法人の経理の不適正処理等が発生し、大学に対する社会的な信頼を損なうような事態が生じたことは、極めて遺憾であります。

各大学及び各学校法人においては、これまで入学者選抜の公正な実施等、適正な管理運営の確保に努力されてきたところであると存じますが、私立大学に負託された社会的責務の重大さに改めて思いを致し、今後、入学者選抜に関し一切の疑惑を招くことのないよう、下記の点に留意し、更に入学者選抜方法の改善及び経理の適正な処理に努めるとともに、入学者選抜の管理運営体制全般について十分に点検を行い、必要な点について早急に改善されるよう強く要請します。

文部科学省としては、各大学が健全な経営を進めることができるよう、支援措置の充実を図っているところですが、管理運営の不適正が認められる場合等には、私立大学等経常費補助金について私立学校振興助成法、私立大学等経常費補助金交付要綱及び取扱要領の規定にのっとり厳正な措置を講ずるものであることを申し添えます。

なお、昭和五十六年五月二日付け文大第一六三号「大学入学者選抜の公正確保等について」及び昭和五十六年五月二日付け文大第一六四号「私立大学医学部における入学者選抜の公正確保等について」は廃止し、今後は、本通知による取扱いとなりますので、遺漏のないようお願いいたします。

記

1 入学者選抜の公正確保

- (1) 入学者の選抜に当たっては、合否判定等基本に係る部分について学長及び教授会が実質的に責任を負ったし得る体制を確立し、関係法令等の規定に基づき適正な手続きにより厳正に行うとともに、これらに関する学内規程の整備を図ること。
- (2) 大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正かつ妥当な方法により選抜し得るよう、合否判定基準の明確化その他選抜方法の改善に努めること。
- (3) 合格発表は、合否判定後速やかに行い、入試情報の漏えいを防止するなど、入学者選抜の適正な実施に努めること。
- (4) 合格発表前に個別に保護者等関係者と接触するなど、いやしくも入学者選抜の公正確保に疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。
- (5) 繰り上げ合格者に係る合格発表方法及び入学手続き期日等入学手続きに関する事項について、学生募集要項に記載するなどによりあらかじめ公表すること。

2 入学に関する寄附金、学校債の收受等の禁止

学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する私立大学への入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。なお、入学に関する寄附金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるときは、私立大学等経常費補助金を交付しない措置を講ずるものであること。

3 学生の負担軽減

- (1) 学生納付金については、徴収の必要性を明確にするとともに、その額の抑制に努めること。また、学生納付金については、すべて学生募集要項に明記すること。
- (2) 学生の負担軽減を図るため、学校法人独自の奨学事業や学生納付金の減免又は分割納入等の措置を積極的に講ずるよう努めること。また、これらの措置の具体的内容を学生募集要項に明確に記載すること。

4 経営の健全化等

- (1) 経営の効率化等により運営に要する経費の節減に努めるとともに、適切な収入の確保等により収支の均衡を図り、経営の健全化に努めること。
- (2) 多額な経費を必要とする施設の拡充又は設備の整備については、長期的な資金計画の下に行うこととし、学生に一時的な高額の負担を負わせないようにすること。

5 経理の適正処理と財務状況の公開

各学校法人は、その受け入れた寄付金等を学校法人会計の外で経理することなどのないよう、真実な内容をもれなく、明瞭に財務計算に関する書類に表示するとともに、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すること。また、財務状況の公開に努めるとともに公開方法や公開内容についても改善を図ること。

6 任意の寄附金、学校債の取扱い

- (1) 寄附金又は学校債の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめること。なお、募集の開始前に応募の約束と受けとられるような行為をすることは厳に慎むこと。
- (2) 寄附金又は学校債を募集する場合は、学生募集要項において、応募が任意であること、入学前の募集は行ってないことなどを明記し、適切な実施に努めること。また、寄附金又は学校債の募集趣意書等において、応募が任意であること、その使途その他必要事項を明記すること。
- (3) 入学者又はその保護者等関係者から寄附金又は学校債を募集する場合は、その額の抑制に努めること。
- (4) 学校債については十分な返還の見通しをたてたうえで募集を行うものとし、学校債の引受者に対して寄附金への変換を引受け時に約束させ、又はその後においても特別の事由のある場合を除くほか変換を要請しないこと。
- (5) 入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。

59

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について(3)

27高私参第2号
平成27年5月29日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

学校法人における会計処理等に関する実態調査について(依頼)

教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等の取扱いについては、平成27年3月31日付け26高私参第9号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」を発出したところです。

今般、学校法人や私立学校の諸活動に対して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭や在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る学内の取扱いや会計処理等の実態を把握するため標記の調査を行うことにいたしましたので、下記の事項を確認の上、御提出をお願いします。

記

1. 提出期限 平成27年7月17日(金)
2. 提出部数 「学校法人の会計処理等に関する実態調査票」(様式1～7)..... 1部
3. 記入上の注意事項等
 - ・「記入要領及び留意事項」を必ず参照の上、作成ください。
 - ・送付される回答用のファイルに御回答の上、下記メールアドレスに御提出ください。
4. その他
 - ・本調査の結果については、集計の上で公表することを予定しています。(個別の学校等の状況を公表する予定はありません。)
 - ・本調査に関し、御不明な点等がございましたら、下記の担当係まで御連絡ください。
5. 問い合わせ先及び提出先 文部科学省高等教育局私学部参事官 私学経営支援企画室財務調査係(新倉、平尾)
TEL 03-5253-4111(内線2539) E-mail sigsanji@mext.go.jp

60

まとめ

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 【質保証】 | 量的拡大からシフト、教学及び経営、システム化 |
| 【経営判断指標】 | 事業団が作成、自己診断用 |
| 【会計基準改正】 | 活動区分資金収支計算書
事業活動収支計算書等 |
| 【情報公開】 | ほぼ全ての法人が財務情報公開
大学ポートレート(私学版)がスタート |
| 【運営調査】 | 文科省による定期的な調査 |
| 【私学法改正】 | 26年4月～、措置命令、立入検査、忠実義務 |

61

全体のまとめ

私立大学を取り巻く現状は厳しさを増している一方、社会からの期待の高まりと共に様々な改革が提案、実行されています。

私立大学は、社会を構成する組織の一つとして、このような改革の流れを受け止めながら、教育の質的向上及び経営基盤の強化に努めることが期待されています。

改革を着実に実行し、私立大学を発展に導くためには、大学職員の力が不可欠です。

62

皆さんの活躍に期待します。

ご清聴ありがとうございました。

63